第2次伊奈町環境基本計画 【改訂版】

令和 2 年 3 月 伊 奈 町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景	1
2. 環境分野の状況	1
(1) 自然環境・生物多様性	1
(2) 廃棄物	2
(3) エネルギー	2
(4) 地球温暖化	2
(5) 環境基本計画	3
3. 計画の目的	5
4. 計画の対象	5
(1) 推進主体	5
(2) 対象地域	
(3) 対象とする環境	
5. 計画の役割と位置づけ	
6. 計画の目標期間	
7. 計画の構成	7
hita a aka lana fa yan a limbara	
第2章 伊奈町の概況	
1. 地勢と位置	
2. 人口・世帯数の推移	
3. 土地利用状况	
4. 産業の状況	
5. 自然環境	
6. 文化財	13
第3章 計画の目標	1.4
3 年 計画の日標	
2. 目標とする環境像	
3. 施策の体系	
	10
第4章 施策の展開	17
基本施策 (1) まちに残る貴重な緑を守り育てよう	
基本施策 (2) 里地里山環境を守ろう	22
基本施策(3)きれいな水辺を取り戻そう	28
基本施策 (4) 公害のないまちにしよう	32
基本施策 (5) 安全で快適なまちをつくろう	36
基本施策 (6) きれいで衛生的なまちにしよう	41
基本施策(7)ごみを減らそう	45
基本施策 (8) 資源を大切にしよう	50
基本施策(9)環境のことを学ぼう・話し合おう	54
基本施策(10)力を合わせて行動しよう	58
Mr = tr 31 T o Walt Habit 1 Abdit Mr ett	
第5章 計画の推進体制と進捗管理	
1. 計画の推進体制	
2. 計画の進捗管理	63

資料編1	用語集	. 64
資料編2	第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】策定の経緯	. 70
資料編3	伊奈町環境基本条例	.71
資料編4	伊奈町環境審議会規則	. 75
資料編5	伊奈町環境問題等調整会議設置要綱	.77
資料編6	第2次伊奈町環境基本計画について(諮問)	.78
資料編7	第2次伊奈町環境基本計画について(答申)	. 79

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

伊奈町では、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現を図るとともに、将来にわたり継承するため、平成 12 年 12 月に「伊奈町環境基本条例」を制定しました。その中で、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15 年 3 月に「伊奈町環境基本計画」を策定し、目標年度である平成 26 年度を迎えました。

しかしながら、私たちを取りまく環境は日々変化しており、環境課題は多様化するとともに、 解決のための取り組みが継続的に求められています。

そこで、平成27年3月に10年間を見据えた「第2次伊奈町環境基本計画」を策定し、よりよいまちづくりに取り組んできましたが、今年度、計画期間の5年目を迎えます。この5年の間にも、各地でゲリラ豪雨の多発化や猛暑日の増加などの異常気象が頻発し、気候変動への対応策が求められています。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から10年を迎えるにあたり、エネルギーの利活用について見直すことが国民意識に根付きつつあります。

こうした現状を踏まえ、これまでの 5 年間の取り組みを整理・評価し、今後の 5 年間に向けた環境課題に対応するため、中間見直しを行いました。

2. 環境分野の状況

環境分野における世界、日本、埼玉県の取り組み状況は主に以下のとおりです。

(1) 自然環境・生物多様性

世界では、生物多様性保全のための取り組みが広がっている一方で、多様性の損失を継続していることが懸念されています。さらに、野生生物の生息・生育地は世界の多くの地域で面積の減少と分断化が進行し、人々が生態系から得ることができる、食料・水・気候の安定などの様々な便益の損失も継続しています。

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」では、生物多様性に関する平成23年以降の新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、同年12月の国連総会では平成23年から令和2年^{*1}までの10年間を「国連生物多様性の10年」とする国連決議が採択されました。現在、愛知目標の達成及び名古屋議定書の効果的な実施に向け、我が国を含む締約国及び関係国際機関等により取り組みが進められています。

埼玉県では、平成30年2月に「生物多様性保全戦略」を策定し、生態系ネットワークの形成など、さまざまな施策に取り組んでいます。また、森林の再生や身近な緑の保全・創出、河川清掃活動や県民運動を展開し、みどりと川の再生に取り組んでいます。

^{**1} **和暦・西暦の表記について**:本計画では、2019年5月の改元に伴い、それ以前に設定された平成 31年以降の目標年度等の表記も"令和"として表記している。また、 原則として和暦を用い、既に策定・制定されているものについては和 暦のみ、将来的な目標及びそれに関連する年には、西暦も併記した。

(2) 廃棄物

国連環境計画(UNEP)が設立した持続可能な資源管理に関する国際パネル(IRP)は、全世界的な規模で資源消費が急増していることから、経済活動あたりの資源利用の削減と、資源利用に伴う環境影響の低減という、2つの取り組みが必要であるとしています。

廃棄物等の国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっています。特に近年では全世界において海洋プラスチックの問題が課題として取り上げられており、我が国においても「プラスチック資源循環戦略」(令和元年5月)を策定するなど、プラスチックごみに対応するための施策を推進しています。

埼玉県でも、不法投棄防止やごみ削減を目的としたキャンペーンなどの啓発運動や、資源循環の取り組みを推進しています。またプラスチックの問題についても、「埼玉県プラスチック問題対策協議会」を設置し、プラスチックごみ削減手法の検討やマイクロプラスチックの調査等を行っています。

(3) エネルギー

世界全体の人口はすでに70億人を突破し、令和32年(2050年)には90億人を超えると予想されており、エネルギー需要の増加による環境負荷の増大が懸念されています。

我が国においても、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所の事故をきっかけにエネルギー政策が見直され、平成 30 年 7 月には第 5 次となるエネルギー基本計画が策定されました。この計画では、3E+S(安全最優先: Safety、資源自給率: Energy security、環境適合: Environment、国民負担抑制: Economic efficiency)の原則の下、安定的で負担が少なく、環境に適合したエネルギー需給構造を実現することを目指しており、温室効果ガスを令和 12 年(2030 年)に 26%、令和 32 年(2050 年)に 80%削減することを目指し、野心的なシナリオの作成やあらゆる選択肢の追求などを示しています。

(4) 地球温暖化

地球温暖化問題は、その進行による影響が深刻なものとなっており、地球規模で対策が展開されています。平成 23 年 11 月に開催された「気候変動枠組条約第 17 回締約国会議 (COP17)」では、すべての国に適用される法的枠組みを令和 2 年(2020 年)から発効させることが合意されました。

我が国としては、COP16 で採択されたカンクン合意に基づき、令和 2 年(2020 年)までの間における先進国・途上国双方の排出削減対策等の着実な進展と、将来枠組みの構築に向けた国際的議論に積極的に貢献していく必要があります。平成 25 年に開催された COP19 では、令和 2 年(2020 年)までに平成 17 年(2005 年)比で 3.8%の削減目標を発表しました。さらに、平成 27 年にフランスのパリで COP21 が開催され、産業革命以前と比較して平均気温上昇を2℃未満に抑えること、また全ての国において温室効果ガスの排出削減目標を設定することなどが盛り込まれたパリ協定が採択されたことを受け、我が国では、平成 28 年に「地球温暖化対策計画」が策定され、平成 30 年には「気候変動適応法」が公布され、それに伴い同年に「気候変動適応計画」が策定されました。

埼玉県では、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050」(埼玉県地球温暖化対策実行計画) を平成 21 年に策定し、平成 27 年の改訂では令和 2 年 (2020 年) に温室効果ガス排出量を平成 17 年 (2005 年) 比で 21%削減することを目標とするとともに、地球温暖化への適応策などの 新たな対応を示しています。その取り組みの一つとして、地域気候変動適応センターを環境科 学国際センターに開設し、県の気候の将来予測などの情報を発信しています。

(5) 環境基本計画

我が国では平成30年4月に第5次となる国の「環境基本計画」が新たに策定され、SDGsの考え方を活用した「環境」、「経済」、「社会」の統合的向上の具体化、地域資源の持続可能な形での活用、幅広い関係者とのパートナーシップの充実・強化を通じて、持続可能な循環共生型の社会を目指しています。さらに分野横断的な6つの重点政策(経済、国土、地域、暮らし、技術、国際)を設定し、施策を展開しています。

埼玉県では、第 4 次となる「埼玉県環境基本計画〜持続可能な埼玉の未来を描く〜」が平成 24 年 7 月に策定され、平成 29 年 3 月にはその計画が見直され、5 つの長期的な目標と 20 の施 策展開の方向が示されています。

☆ SDGs (持続可能な開発目標) の考え方 ☆

SDGs とは、平成 27 年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された国際的な目標です。 平成 28 年(2016 年)から令和 12 年(2030 年)までを目標期間とし、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能で多様性と包括性のある社会の実現を目指すことを誓っています。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

SDGs では、持続可能な社会を実現するための 17 の目標があり、それを具体化した 169 のターゲット、232 の指標が定められています。



出典:国際連合広報センター

本計画でも、SDGs の考え方を取り入れ、本町の誰一人として取り残さず、将来にわたり快適な生活を維持することができる、持続可能なまちの実現を目指しています。

☆ 気候変動適応計画 ☆

気候変動適応計画は、気候変動適応法(平成 30 年法律第 50 号)の施行に伴い、同年 11 月に国において策定された計画です。

この計画では、近年、全国各地で現れている気候変動及びその影響と考えられる気温上昇や大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などに対応し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済社会の持続可能な発展を図ることを目的としています。

気候変動への対応策には「緩和策」と「適応策」があり、その両方を着実に推進することが求められています。

緩和策	適応策
気候変動の要因となる、地球温暖化の原因物質である温室効果ガスの排出量を削減する(もしくは吸収量を増加させる)対策。	現在生じている、また将来予測される被害の回避・軽減を講じる対策。
例) 省エネ対策、二酸化炭素吸収源の拡大など	例)生態系保全、渇水対策、熱中症予防など

本計画では、後述の施策全体を通して、気候変動への対応策となる施策を展開しています (17ページ「第4章 施策の展開」参照)。

3. 計画の目的

「伊奈町環境基本条例」第3条に定められた基本理念の実現に向けて、「第2次伊奈町環境基本計画」(以下、「本計画」といいます。)を策定し、地球規模化・複雑化する環境問題に対応し、快適な生活を維持できるよう、地域の実情に適した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

《基本理念》

- 1. 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現を図るとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として 行わなければならない。
- 2. 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をとおして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。
- 3. 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

「伊奈町環境基本条例」第3条より

4. 計画の対象

(1) 推進主体

町民・事業者・町の三者が一体となって計画を推進することとします。

(2) 対象地域

伊奈町全域とします。なお、広域的な取り組みが必要な問題については、国、埼玉県、近隣市町村との連携を図ります。

(3) 対象とする環境

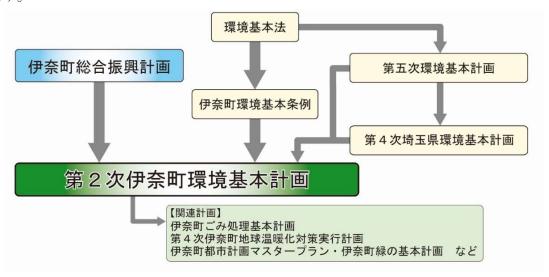
本計画に関する対象範囲は、以下の4項目とします。

A)	自然環境に関するもの	森林、河川、里地里山、動植物など
B)	生活環境に関するもの	大気質、水質、有害化学物質、騒音·振動、悪臭、景観、交通、環境美化など
C)	地球環境に関するもの	廃棄物、リサイクル、資源、再生可能エネルギー、地球温暖化対策 など
D)	環境に関する取り組み	環境保全活動、環境教育・学習、環境情報、三者(町民・事業者・町)協働など

5.計画の役割と位置づけ

本計画は、環境の保全と創造について、町民・事業者・町がそれぞれの立場で役割を果たすとともに、環境分野に対する共通認識を図り、相互に連携・協働して本町の望ましい環境づくりに取り組むための指針となるものです。

平成27年3月に本町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」が策定されました。本計画は「伊奈町総合振興計画」の下位計画として、また環境分野に関する総括的な計画として位置づけ、幅広い分野で展開される各種事業や施策を環境面から望ましい方向へ誘導する性格を有しています。



計画の位置づけ (イメージ)

6. 計画の目標期間

対象とする期間は、本計画 (平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間) の後期計画として、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

生活環境や経済情勢などが大きく変化し、本計画との整合が図れなかった場合や、進捗管理 における評価結果において修正が必要と判断された場合には、適宜見直しを行います。

平成 28 平成 29 平成 25 平成 26 平成 27 令和 3 令和4 令和5 令和6 平成 30 令和元 令和2 令和 7 年度 次期 伊奈町総合 総合振興 伊奈町総合振興計画 振興計画基本構想 基本構想 前期基本計画 後期基本計画 後期基本計画 (第1次) 伊奈町環境 次期 第2次伊奈町環境基本計画 計画 基本計画 【初版】 【改訂版】 改訂版の策定 次期計画の 策定期間 策定期間

計画の期間

7. 計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおり、「第 1 章 計画の基本的事項」と「第 2 章 伊奈町の概況」を踏まえ、「第 3 章 計画の目標」を定め、「第 4 章 施策の展開」に現況と課題、そして今後 5 年間の施策を示し、これらの運用方法を「第 5 章 計画の推進体制と進捗管理」で掲載します。

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景
- 2. 環境分野の状況
- 3. 計画の目的
- 4. 計画の対象
- 5. 計画の役割と位置づけ
- 6. 計画の目標期間
- 7. 計画の構成

第2章 伊奈町の概況

- 1. 地勢と位置
- 2. 人口・世帯数の推移
- 3. 土地利用状況
- 4. 産業の状況
- 5. 自然環境
- 6. 文化財

第3章 計画の目標

- 1. 基本理念
- 2. 目標とする環境像
- 3. 施策の体系

第4章 施策の展開

基本施策

- 1. 進捗状況の確認と課題
- 2. 個別施策
- 3. 施策の指標と目標
- 4. 各主体に望まれる取り組み



第5章 計画の推進体制と進捗管理

- 1. 計画の推進体制
- 2. 計画の進捗管理

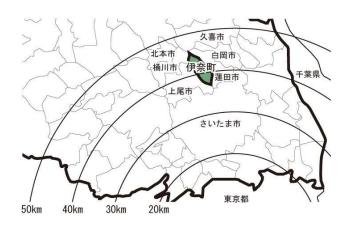
計画の構成

1. 地勢と位置

伊奈町は、埼玉県の中南部、都心から 40km 圏内に位置し、昭和30年代までは農村地帯として発展してきました。

町名は、江戸時代にこの地の勧業治水に 貢献した伊奈忠次公の功績にちなんだもの です。

町の面積は 14.79km^2 (東西に約 2.5 km、南北に約 7.5 km) で、大宮台地のほぼ中央に位置します。



伊奈町の位置



伊奈町の地形

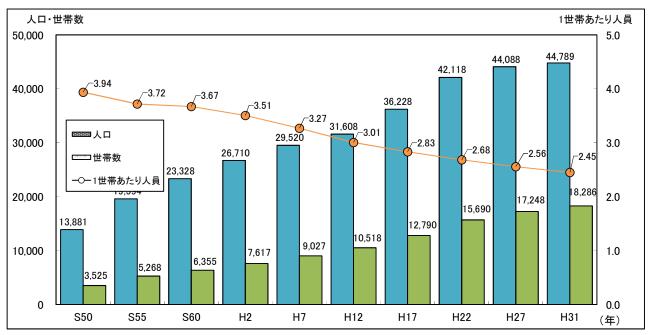
町境の東側は綾瀬川が、 西側は原市沼川が流れて おり、その河川周辺は低地 となっています。

地質は、大宮台地を構成 する洪積世の火山灰層と、 河川を中心に広がる谷底 平野に分布する沖積世の 未固結堆積物から形成さ れ、台地は畑作に、低地は 稲作に適した土地となっ ています。

2. 人口・世帯数の推移

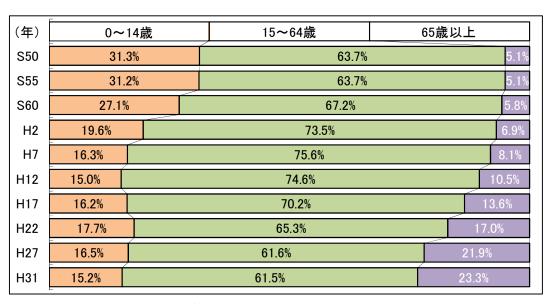
平成31年1月1日現在の伊奈町の人口は44,789人、世帯数は18,286世帯となっており、都市化の進展に伴い人口、世帯数ともに増加しています。しかしながら、1世帯あたりの人員は2.45人と減少傾向にあり、単身世帯や核家族の増加がうかがえます。

また、年齢別の人口構成は $15\sim64$ 歳は減少傾向にあり、65 歳以上は増加傾向にあります。 $0\sim14$ 歳は平成 12 年を減少のピークに、近年は概ね横ばい傾向となっています。



伊奈町の人口・世帯数の推移

出典:「統計いな」(伊奈町、各年1月1日現在)



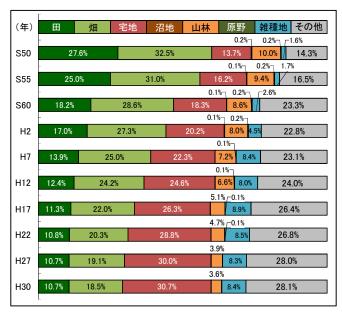
伊奈町の年代別人口構成の推移

出典:昭和50年~平成27年:「国勢調査」(総務省、各年10月1日現在) 平成31年:「統計いな」(伊奈町、各年1月1日現在)

3. 土地利用状況

平成 30 年の土地利用は田が 10.7%、畑が 18.5%、宅地が 30.7%、山林が 3.6%、雑種 地が 8.4%、その他が 28.1%となっており、町域面積のうち宅地が最も多くを占めています。

経年的にみると、田、畑、山林が減少傾向、宅地が増加傾向であり、宅地開発が進行していることがうかがえます。



伊奈町の土地利用の推移

出典:「統計いな」(伊奈町、各年1月1日現在)

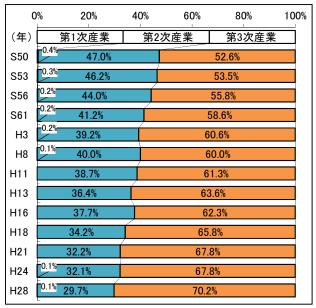


10

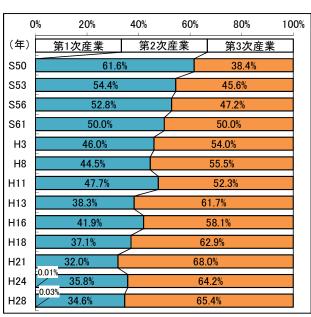
4. 産業の状況

平成 28 年産業部門別の町内事業所数は、第 1 次産業で 0.1%、第 2 次産業で 29.7%、第 3 次産業で 70.2%となっています。第 3 次産業が最も多く、経年的にみても第 3 次産業が増加傾向にあります。

同様に平成 28 年の従業者数は、第 1 次産業で 0.03%、第 2 次産業で 34.6%、第 3 次産業で 65.4%となっており、事業所数と同様、第 3 次産業が最も多く、経年的にみると増減を繰り返しながら第 3 次産業が増加傾向にあります。



伊奈町の事業所数割合の推移 (産業3部門分類)



伊奈町の従業者数割合の推移 (産業3部門分類)

出典:「統計いな」(伊奈町)

5. 自然環境

生物多様性を保全するために、生態系ネットワークの形成は必要不可欠です。伊奈町には樹林、河川、農地など多様な環境が形成されており、様々な生きものが生息・生育しています。

野鳥調査(平成7年~8年)や植物調査(昭和58年頃から収録・記録したものを基に平成3年~4年で追加調査)では、「埼玉県レッドデータブック」等に掲載されるような希少な鳥や植物も確認されています。その一方で、哺乳類では特定外来生物であるアライグマも確認されています。

【伊奈町の希少な野鳥(一部)】

確認種	分	分類	
1/住市心/里	環境省レッドリスト	埼玉県レッドデータブック	
チュウサギ	準絶滅危惧	_	
ヨシゴイ	準絶滅危惧	_	
オオタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧 2 型	
サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	_	
タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧 I A類	

[※]平成25年度に本計画策定に係る基礎調査を実施し、過去の資料等から確認された鳥類を掲載しています。分類は「環境省レッドリスト2019」(平成31年、環境省)及び「埼玉県レッドデータブック動物編」(平成30年、埼玉県、地帯区分:大宮台地)に基づき作成しています。

【伊奈町の植物 (一部)】

地域	主な生育場所	主な群落、植物
	綾瀬川水辺	マコモ・ヨシ・チガヤ群落
下郷地区	樹林	コナラ、マダケ・モウソウチク群落
	湿地	セリ・ハンゲショウ群落
	林縁	ノダケ・ウラシマソウ・ゼンマイ群落
丸山地区	休耕田	カサスゲ・ヒメガマ・チョウジタデ・ハナタデ
	原市沼周辺	ミゾソバ・ヤエムグラ・アゼスゲ・ヨシ
志久地区	屋敷林	シラカシ・ケヤキ・ムクノキ
心久地区	水路斜面	イヌスギナ・マルバハッカ小群落
本地区	屋敷林•植栽林	コナラ・シデ類・ケヤキ・ムクノキ、クルミ(野生木)、
本地区	全 放作 恒权作	ケンポナシ、オオタニイノデ
 無線山地区	二次林	アカマツ、チゴユリ群落、ユキノシタ群落
無冰口地区	林縁	アカシデ、ツリガネニンジン
	屋敷林	シラカシ、ケヤキ、コナラ
小貝戸地区	林縁	ゼンマイ・ヒメワラビ・ミドリヒメワラビ・シケシダ
	湧水周辺	クラマゴケ・チダケサシ・ヤマハッカ
 ・ ・ 中 荻地区	屋敷林•植栽林	シラカシ・コナラ
未 下灰地区	墓地	ヒガンバナ
	樹林	コナラ・イヌシデ・スギ・ヒノキ
 大針地区	林床	ベニシダ・アスカイノデ・ハシゴシダ・イワガネソウ
八四四四	林縁	クリ・アカシデ・イヌシデ・ヤマハギ・アキグミ
	屋敷林	ハチク(純林)
	林縁	ムサシノギボウシ
羽貫地区	境内	モチノキ・モッコク
	林床	ジャノヒゲ・オオバ・ヤブラン・シダ類
小針新宿地区	境内	ソメイヨシノ・ヤマモミジ
/1,五 为 日元[〇	低地	ソクズ (クサニワトコ)

参考:「伊奈の植物Ⅱ」(平成6年、伊奈町)

6. 文化財

伊奈町では伊奈氏屋敷跡をはじめ、町内に存在する遺跡や工芸品など優れた文化遺産を継承しています。この5年間で、新たに国登録文化財が2件、埼玉県指定文化財が1件、町指定文化財が4件追加されました。

また、伊奈町立郷土資料館には、町の歴史・民俗資料が展示されており、郷土について知ることができます。

伊奈町の国登録有形文化財

種別	名称	住所
有形文化財 (建造物)	大島家住宅主屋	小室 11064
有形文化財 (建造物)	齋藤家住宅主屋	小針新宿 227

伊奈町の県指定文化財

種別	名称	住所
有形文化財 (絵画)	絹本着色釈迦十六善神像	埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託
有形文化財 (彫刻)	木造阿弥陀如来坐像(西光寺)	小針新宿 463
史跡	小貝戸貝塚(清光寺)	小室 9352
史跡	伊奈氏屋敷跡	小室 282-1 他

伊奈町の町指定文化財

種別	名称	住所
有形文化財 (絵画)	伊奈氏屋敷跡の原形図	個人蔵
有形文化財 (彫刻)	木造聖観世音菩薩立像(清光寺)	小室 9352
有形文化財 (彫刻)	薬師如来像と十二神将像(薬王寺)	小室 5383
有形文化財 (工芸)	松平伊豆守信綱より拝領の短刀と硯箱	埼玉県立歴史と民俗の博物館へ寄託
有形文化財 (工芸)	鉄造阿弥陀如来立像(建正寺)	本町 2-128
有形文化財(書・跡)	守覚親王の書 (法光寺)	小室 4228
有形文化財(考古資料)	十三仏板石塔婆(法光寺)	小室 4228
有形文化財(考古資料)	本上遺跡環状盛土遺構出土品	小室 3001(郷土資料館)
有形民俗文化財	花車・神輿(志久公民館)	小室 6006
民俗文化財 (無民)	下郷区の春祈祷	下郷区
民族文化財 (無民)	中荻のお獅子様	中荻区
史跡	伊奈熊蔵忠勝の墓(願成寺)	小室 1821
史跡	春日家の墓(桂全寺)	西小針 1-2
天然記念物	大むくの木 (桂全寺)	西小針 1-2
天然記念物	大杉 (氷川神社)	本町 2-155
天然記念物	大杉 (小針神社)	羽貫 192
天然記念物	大いちょう (小針小学校)	寿 2-80-1
天然記念物	シラカシ	小室 42-2

出典:伊奈町ホームページ

第3章 計画の目標

1. 基本理念

計画の基本理念は、現行計画同様「伊奈町環境基本条例」第3条に掲げられている基本理念とします(5ページ「3.計画の目的」参照)。

2. 目標とする環境像

本町の目標とする環境像は、伊奈町総合振興計画に掲げられた町の将来像「ずっと住みたい 緑にあふれた 安心・安全なまち」〜日本一住んでみたいまちを目指して〜を環境面から実現するためのものとして、第1次計画の成果と課題を踏まえ、次のとおり定めます。

《 目標とする環境像 》

環境像 1. 自然へのやさしさ

「生き物の棲みやすい自然と共生するまち」

環境像 2. 人へのやさしさ

「環境への負荷が少ない、安全で快適なまち」

環境像 3. 地球へのやさしさ

「資源やエネルギーを大切にするまち」

環境像 4. みんなで実現!

「みんなが環境のことを考え行動するまち」

環境像1. 自然へのやさしさ

「生き物の棲みやすい自然と共生するまち」



残された雑木林や社寺林を拠点として、公園の樹木や街路樹をとおした緑のネットワークが 形成され、さまざまな動物たちが生息しています。そこでは野鳥観察に訪れる人たちや昆虫採 集を楽しむ子どもたちがいます。

きれいになった綾瀬川や原市沼川では子どもたちが魚やカエルを捕り、河川敷では花を摘んで楽しんでいます。ジョギングや散策に訪れた人びとは、水辺に咲く花々に季節を感じ、緑と風に心を和ませています。

環境像2.人へのやさしさ

「環境への負荷が少ない、安全で快適なまち」



家庭では必要以上の洗剤を使わないなどの環境負荷の低減に取り組み、事業所では環境に配慮 した経営を取り入れ、公害が発生しないまちになっています。

公共下水道と合併処理浄化槽、雨水浸透施設が整備され、きれいで十分な流量の河川が維持されつつ、気候変動による集中豪雨等への防災対策を推進します。主要な道路などが整備され、安全な通学・通勤路が確保されています。

環境像3.地球へのやさしさ

「資源やエネルギーを大切にするまち」



住宅や事業所では、太陽光発電システムや太陽熱を利用した省エネルギーシステムが設置され、 自然エネルギーが有効活用されています。また、生ごみは堆肥化され、家庭菜園や農家への肥料 として還元されています。

商店では商品を必要最低限に包装し、買い物に訪れた人びとはエコバッグを使用しています。 週末にはフリーマーケットやリサイクルショップに出かけ、リサイクルに努めています。

環境像4. みんなで実現!

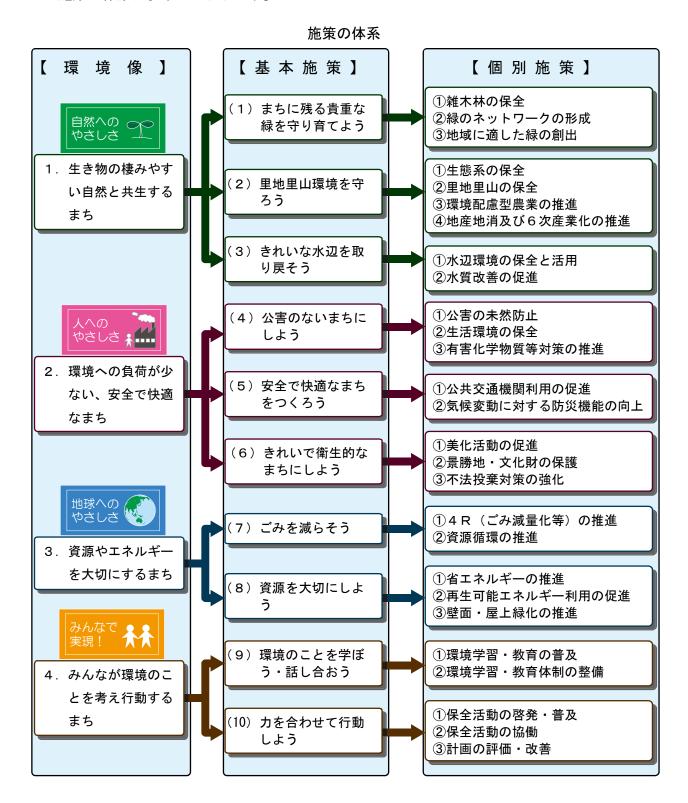
「みんなが環境のことを考え行動するまち」



家庭や学校、企業では環境保全について話し合い、出前講座や観察会などの環境イベントに積極的に参加し、自然の大切さについて学んでいます。また、環境保全活動や清掃活動をとおして地域コミュニティが活性化しています。

3. 施策の体系

4 つの環境像を達成するため、10 の基本施策とそれに対応した個別施策を設定します。 施策の体系は以下のとおりです。



第4章 施策の展開

「日本一住んでみたいまち」を目指し、4つの環境像を実現するため、以下のように施策を展開していきます。

☆ 施策展開の見方 ☆

基本施策

望ましい環境像を実現するための10個の基本施策と施策の考え方を掲載しています。 また、それぞれの基本施策の内容が、SDGsの掲げる17の目標のどれに該当するかを ロゴで示しました。

1. 進捗状況の確認と課題

前期計画の進捗状況と課題の抽出を行いました。

(1) 現況 : 本町を取り巻く現況を掲載しています。

(2) 施策の指標実績:前期計画で設定されていた指標目標の実績を掲載しています。

(3)取り組み内容:前期計画で本町が取り組んできた環境施策を掲載しています。

(4) 抽出された課題:本町の現況や取り組み内容から抽出された課題を掲載しています。

2. 個別施策

環境像達成のため、推進される施策内容を掲載しています。

なお、気候変動への対応策に関して、『適応策』(気候変動の影響による被害を防止・軽減できる取り組み)、または『緩和策』(温室効果ガス排出を削減できる取り組み)として位置付けられる施策には、それぞれ【適応策】、【緩和策】あるいはその両方を表記しています。

3. 施策の指標と目標

各基本施策で展開される個別施策のうち、代表される指標と目標値を設定し、掲載しています。

4. 各主体に望まれる取り組み

町民、事業者、及び町に望まれる具体的な取り組み内容を例示しています。

基本施策(1)まちに残る貴重な緑を守り育てよう

<施策の考え方>

宅地開発などによって以前から町に残っていた雑木林が減少し、そこに生息する動物への影響が懸念されます。貴重な緑を保全するとともに、公園や庭木、街路樹をとおして緑のネットワークを形成し、動物たちの生息環境を創出することを目指します。

1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

町にある施設緑地^{*2}は、平成 27 年で 159 箇所、20.71m²/人となっています。

また、緑のトラスト保全第13号地として登録されている「無線山・KDDIの森」の4.8haをはじめとして、貴重な雑木林が残されています。町では貴重な雑木林を保全するため、保存樹林として、平成28年度末では7.5haを指定し、緑の保全に努めています。

その他、伊奈氏屋敷跡などの樹林地も点在しており、「伊奈町森林整備計画」(平成30年4月)では、民有林55haを対象として、森林の有する機能を高める適正な森林整備を図っています。

伊奈町の施設緑地の状況

	平成 22 年			平成 27 年		
	箇所数	面積	1人あたりの面積	箇所数	面積	1人あたりの面積
	固別級	(ha)	(m ² /人)	固別剱	(ha)	(m ² /人)
基幹公園	40	21.5	5.12	43	21.77	4.95
都市緑地	5	0.29	0.07	19	1.02	0.23
公共施設緑地	33	51.76	12.32	34	56.43	12.83
民間施設緑地	63	11.9	2.83	63	11.9	2.70
施設緑地	141	85.45	20.35	159	91.12	20.71
(合計)	141	00.40	20.33	199	91.12	20.71

出典:「伊奈町緑の基本計画」

伊奈町の森林の状況

	平成 25 年	平成 30 年
民有林(ha)	66	63
「伊奈町森林整備計画」 対象民有林(ha)	59	55

出典:「伊奈町森林整備計画」

※2 **施設緑地**:大きく3つに区分され、①都市公園法に基づく「都市公園」と都市公園を除く公共空地、②学校の植栽地や緑地などの「公共施設緑地」、③社寺境内や開放している企業グラウンドなどの「民間施設緑地」などを指す。

(2) 施策の指標実績

「緑のトラスト保全地」ボランティア登録者数は、現行計画策定時より増え続け、平成 30 年度には 45 人にまで増加しました。

施策	指標	実績	
727	1 H 1/1	平成 25 年度	平成 30 年度
雑木林の保全	「緑のトラスト保全地」 ボランティア登録者数	0人	45 人

(3) 取り組み内容

- ・伊奈氏屋敷跡では、毎年 100 人を超えるボランティアが参加し、「忠次公による散策路整備」 を平成 28 年度より実施しており、現地の樹林の手入れで伐採した竹や木をチップ化して散策 路に敷き、往時をしのぶ整備を行っています。また、平成 30 年度からは、史跡を生かしたイ ベント「忠次公レキシまつり」を開催しています。
- ・北部地区の「さとやま公園」と中部地区の「中部公園」は、元々あった樹林を極力活かして整備を行っています。なお、「さとやま公園」は自然保護活動を行っているボランティアを中心に管理を行っています。

(4) 抽出された課題

- ・「緑のトラスト保全地」の継続的なPRが求められます。
- ・散策路整備後の継続的な維持管理を行う必要があります。
- ・都市公園などの緑地を継続的に維持管理していくことが求められます。

2. 個別施策

①雑木林の保全

- ▶「緑のトラスト保全地」を自然とふれあえる拠点として、緑の保全を進めます。 【適応策】【緩和策】
- ▶ 保存樹林の保全に努めます。【適応策】【緩和策】
- ▶ 樹林の大切さや必要性について、理解と協力を求めていきます。
- ▶ 貴重な緑を維持管理するため、「緑の基金」への協力を求めていきます。
- ▶ 忠次公による散策路整備を継続し、雑木林の保全とともに緑にふれあう場の創出を図ります。 【適応策】【緩和策】

②緑のネットワークの形成

- ▶ 伊奈町総合振興計画と整合を図りながら、緑のネットワークの形成に配慮した計画的な土地利用を進めます。【適応策】【緩和策】
- ▶ 公園の緑や街路樹は、拠点となる雑木林等をつなぐように整備を進めます。 【適応策】【緩和策】

③地域に適した緑の創出

- ▶ 公園の樹木や街路樹については、地域に適した樹木の植樹や、鳥や虫たちが生息できるような 配慮をします。
- ▶ 敷地内の植栽は、地域に適した緑化に努めます。

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
雑木林の保全	「緑のトラスト保全地」 ボランティア登録者数	50 人

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 保存樹林の維持管理に協力します。
- 公園の維持管理に協力します。
- 庭木はできる限り地域にあった木を植えます。
- 敷地内の緑の創出と維持管理に努めます。
- 忠次公による散策路整備に積極的に参加します。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- 保存樹林の維持管理に協力します。
- 公園の維持管理に協力します。
- 敷地内の植栽は、地域にあった樹木にするように努めます。
- 敷地内の緑の創出と維持管理に努めます。
- 事業開発や用地の拡大の際には、緑地の確保や周辺環境に配慮します。
- 地域と調和した雑木林の保全に協力し、地域住民とのコミュニティを活性化します。

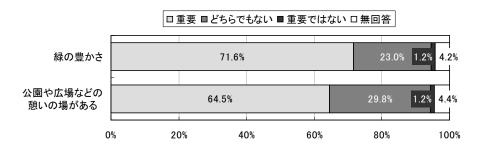
◆ 町の取り組み

- 保存樹林を保全するとともに、拡大に努めます。
- 緑のネットワークが形成されるよう計画的に公園や街路樹の整備を進めます。
- 新たに整備する公園の緑や街路樹は、地域に適した樹木の配置に努めます。
- 公共施設の緑の創出に努めます。
- 緑化活動に取り組む団体を支援します。
- 各種イベント開催時等に「緑の基金」の募金を行うとともに、新たな募金協力策を検討します。
- 地域と調和した雑木林保全に努め、地域コミュニティの活性を図ります。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、「緑の豊かさ」、「公園や憩いの場がある」の重要度について、いずれの設問も6割以上が「重要」と回答しており、公園や緑の大切さの認識がうかがえます。

「緑の豊かさ」と「公園や憩いの場がある」についての重要度







緑のトラスト保全地第13号地 (無線山・KDDIの森)

基本施策(2)里地里山環境を守ろう

<施策の考え方>

田園風景や、町内に点在する畑地、果樹園は、歴史ある伊奈町の原風景となっており、その環境に適した多くの生き物が生息・生育しています。また、農地には、雨水を貯蔵することによる洪水防止機能や土砂流出防止機能、水分の蒸散による気候緩和機能などといったわたしたちが生活していくうえで大切な役割を担っています。

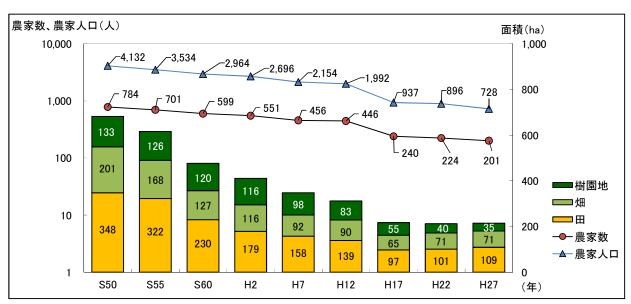
農地の多面的機能を理解し、里地里山環境を保全していくことを目指すとともに、外来生物を防除するなど、地域に元々あった生態系の保全を図ります。



1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

昭和 50 年から平成 17 年までに、農家数、農家人口がおよそ 4 分の 1、耕地面積が 3 分の 1 ほどに減少しています。平成 17 年からは緩やかに減少しています。



伊奈町の農家数、農家人口、経営耕地面積の推移

出典:「統計いな」(伊奈町、各年2月1日現在)

(2) 施策の指標実績

新規就農者数は、平成30年度までに新たに3人が就農しました。町においても新規就農者助成制度を毎年度継続しています。また、認定農業者数は平成30年度現在で15人となっています。

学校給食における地場産物使用割合は、現行策定時と比較すると増加しています。

施策	指標	実績	
желк —	11 17/	平成 25 年度	平成 30 年度
田地田山の根ム	新規就農者数	1人	4 人
里地里山の保全	認定農業者数	15 人	15 人
地産地消の推進	学校給食における 地場産物使用割合	17.1%	21.4%

(3) 取り組み内容

- ・病害虫防除用資材であるコンフューザーの設置について購入費の補助を実施しています。
- ・直売組合への補助金、バラまつりや元気夕方市で新規就農者の農産物を販売するなど、就農者 支援や地産地消を推進しています。
- ・町内の地区農家で構成されている環境保全団体(大針地区、小貝戸地区、羽貫地区)では、国の多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全活動をしています。
- ・農業の6次産業化の取り組みとして、JAさいたま農産物直売所「四季彩館」では、伊奈町産の農作物を使った商品の販売を行っています。

(4) 抽出された課題

- ・後継者不足等による農家数や農家人口の減少を食い止めるため、農業の新たな担い手の発掘と、 農地の集積を推進していく必要があります。
- 環境配慮型農業は、特に減農薬や有機栽培において、耕作者の負担が大きいため、町において も積極的な支援の検討を要します。
- ・JA 直売所等の積極的な PR を図る必要があります。
- ・学校給食への地場産物の調達については、年間を通じて安定的な調達が必要であり、JA 等と 更に連携していく必要があります。

2. 個別施策

①生態系の保全

- ▶ 町に生息・生育する動植物の把握に努めるとともに、外来生物の防除を図ります。
- ▶ 生態系ネットワークに配慮したまちづくりに努めます。【適応策】

②里地里山の保全

- ▶ 農地の多面的機能を理解する機会を設け、里地里山環境の保全に努めます。【適応策】
- ▶農業の新たな担い手の発掘と農地の集積を推進し、効率的な農業を図ります。
- ▶ 体験農場、レクリエーション農園を整備し、施設の充実と利用の促進を図ります。
- ▶ 認定農業者制度を推進し、効率的・安定的な農業経営基盤の充実を図ります。
- ▶ 認定農業者など農業経営に意欲ある農業者を支援するとともに、新規就農者を育成するなど、 担い手の育成により地域農業の安定化を図ります。
- ▶ 農業者が農業に取り組みやすい環境づくりに努めます。

③環境配慮型農業の推進

- ▶ 殺虫剤や除草剤などの農薬や、化学肥料に頼らない農業を推進します。
- ▶ 埼玉県特別栽培農産物認証制度の利用など、環境負荷を抑えた農業の推進を図るとともに、気候変動への対応策として暑さに強い農作物の普及に努めます。【適応策】

④地産地消及び6次産業化の推進

- ▶ 地元農産物を取り扱う商店や直売所と連携強化を図り、販路の充実に努め、地産地消につながる取り組みを促進します。【緩和策】
- ▶農業の6次産業化を推進し、地産地消の拡充を図ります。【緩和策】
- ▶ 学校や子ども食堂等、あらゆる年代で食育を推進し、地元農産物の安全性や環境へのやさしさを学習します。【緩和策】

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和6年度)
里地里山の保全	担い手の数*	21 人
地産地消の推進	学校給食における 地場産物使用割合	22%

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農のことを示す。

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 町に生息・生育する動植物の把握に努めます。
- 町の生態系を保全するために、愛玩動物は適正に飼養し、最期まで責任をもって飼育します。
- 体験農業など土とふれあう機会に積極的に参加します。
- 農業従事者とのふれあう機会に参加し、交流を深めます。
- 地元農産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。
- 食育に関心をもち、積極的に講座等に参加します。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- 農業従事者は、環境に配慮した農業に努めます。
- 安心・安全な地元農産物の安定供給と消費拡大に努めます。
- 消費者とふれあう機会に参加し、農業の大切さを啓蒙します。
- 農産物の情報掲示など、消費者に対し、生産者の顔が見える取り組みを推進します。
- 小売店や飲食店は地元農産物を取り入れ、地産地消の取り組みを積極的に行います。

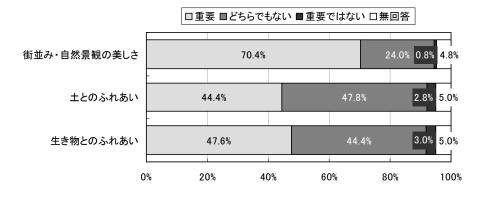
◆ 町の取り組み

- 町に生息・生育する動植物の把握に努めます。
- 生態系ネットワークに配慮したまちづくりを推進します。
- 環境に配慮した農業を啓発し、実践した農家を支援します。
- 生産者団体、新規就農者等を支援し、農業の振興に努めます。
- 農地の借り手を支援し、農用地の有効活用を図ります。
- ・ 農業の6次産業化に取り組む団体等を支援します。
- 用排水路の整備と維持管理を行い、農業生産性の向上を図ります。
- 農業従事者と消費者がふれあえる機会を設け、農業の大切さを啓発します。
- レクリエーション農園を充実させ、遊休農地拡大防止と農業にふれあえる場の提供を図ります。
- 商店や病院等に地元農産物の取り入れを働きかけます。
- 食育を促進し、地産地消を推進します。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、特に「街並み・自然景観の美しさ」の重要度について 7 割以上が「重要」との回答があります。「土とのふれあい」、「生きものとのふれあい」についても「重要」との回答が 4 割を超える結果となっています。

●「街並み・自然景観の美しさ」、「土とのふれあい」、「生きものとのふれあい」についての重要度









ヨシゴイ



アライグマ (特定外来生物)



伊奈町の田園風景



農業で地域活性化 〜地産地消と農業の6次産業化〜

農業の6次産業化とは、農家が農産物を生産し(1次産業)、菓子や漬物などに加工し(2次産業)、直売所で販売したりレストランで提供したりする(3次産業)ことを表します。これにより、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことを目指しています。

「地産地消」とは、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で使われる言葉です。近年、消費者の農産物に対する安心・安全志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきています。

町では、地元産の農作物を使った地産地消の取り組みを取り入れた6次産業化の展開として次のようなものがあります。皆さんもぜひ、地元の農作物を使った製品を味わってみてはいかがでしょうか。

•ローズ工房

…地元農産物を使った加工品を開発し、JA さいたま農産物直売所「四季彩館」などで販売しています。加工品には赤飯や米粉マフィンなどがあります。

• 伊奈マルシェ

…「伊奈町の身近な野菜と身近な福祉」をテーマに、農福連携の取組を、やさしくわかり やすく、おいしく、楽しく実現したイベントです。旬の農産物や加工品も販売していま す。



伊奈マルシェの様子

- 日本薬科大学との共同研究「漢ジャム」
 - …伊奈町で新規就農した農家が栽培したブルーベリーを、日本薬科大が支援して商品開発した、その名も 「漢ジャム」が町内で販売されています。



漢ジャム

基本施策(3)きれいな水辺を取り戻そう

<施策の考え方>

伊奈町では公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努め、河川の水質は緩やかに 改善していますが、まだ一部の生活雑排水等は直接河川に流入しています。

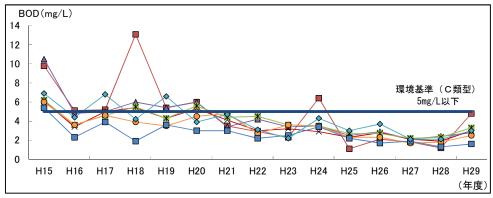
水質を改善し、さまざまな水生生物が生息・生育する環境と、だれもが親しめる水辺 空間の創出を目指します。

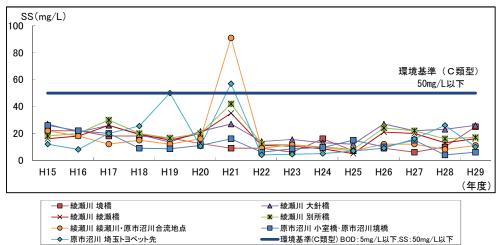


1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

綾瀬川と原市沼川の河川水質の経年的な変化をみると、変動を繰り返しながら、徐々に水質が 改善されていることが分かります。一部に突出した調査結果が散見されていますが、調査時期に よるばらつきや降雨による影響が考えられます。





河川水質 (BOD:生物化学的酸素要求量、SS:浮遊物質量) の経年変化 (年度平均)

出典:「統計いな」(伊奈町)

※綾瀬川はC類型、原市沼川は指定類型なし

(2) 施策の指標実績

河川の水質検査結果については、過去 15 年間では改善傾向にあるものの、現行計画策定時と 比較すると、BOD、SS ともに高くなっています。調査時の気象状況等による変動もありますが、 町民・事業者・町が一体となって、さらなる水質改善に努める必要があります。

施策	指標	実績	
NE /K	1H M	平成 25 年度	平成 30 年度
水質改善の 促進 ^{**}	水質検査結果(BOD) (環境基準 C 類型:5mg/L)	3.2mg/L	4.6mg/L
	水質検査結果(SS) (環境基準 C 類型:50mg/L)	7mg/L	11mg/L

※BOD・SS については、年2回、7地点で採水しています。実績及び目標については、伊奈町の最下流である綾瀬川・原市沼川合流地点(冬季)の採水結果とします。

(3) 取り組み内容

- ・綾瀬川、原市沼川、及び両川合流地点において、年 2 回(夏季・冬季)の水質検査を実施し、 水質の把握を行っています。
- ・綾瀬川は埼玉県が計画的に草刈りを行い、原市沼川については協定書に基づき草刈りを実施しています(毎年度)。
- ・原市沼川では、上尾市と連携して浚せつ等を実施しています。
- ・河川水質浄化については、近隣市と連携して PR 活動を実施しています (毎年度)。
- ・単独浄化槽から小型合併浄化槽へ転換する方に対して、補助金の交付を行っています。
- ・綾瀬川クリーン大作戦を実施しています。

(4) 抽出された課題

- ・埼玉県や近隣市と情報を共有し、連携した水質管理が求められます。
- ・公共下水道の普及を進めると同時に、合併処理浄化槽の設置を啓発する必要があります。
- ・家庭でできる排水の水質改善対策を推進していく必要があります。

2. 個別施策

①水辺環境の保全と活用

- ▶ 河川敷の清掃活動や河川パトロールなど、水辺環境の美化を推進します。
- ▶ 県や近隣市と連携して水生生物が棲みやすい川づくりに努めます。【適応策】
- ▶子どもたちが、安全に川に親しめるような事業を検討します。
- ▶ 河川の生態系を保全するために、飼っている水生生物は適正に管理し、最期まで責任をもって 飼育します。

②水質改善の促進

- ▶ 生活排水による水質汚濁の防止、生活環境及び公衆衛生の向上に努めます。
- ▶ 県や近隣市と連携して、清掃活動と河川の水質改善を推進します。
- ▶ 定期的な公共用水域の水質調査を継続し、水質汚濁の状況の把握に努めます。

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
水質改善の促進**	水質検査結果(BOD) (環境基準 C 類型:5mg/L)	3mg/L
	水質検査結果(SS) (環境基準 C 類型:50mg/L)	6mg/L

[※]BOD・SS については、年2回、7地点で採水しています。目標については、伊奈町の最下流である綾瀬川・原市沼川合流地点(冬季)の採水結果とします。

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 川にごみを捨てません。
- 川の観察会など、川に親しむイベントに参加し、川の働きや大切さを学習します。
- 水辺の美化活動への積極的な参加など、水辺環境の保全に努めます。
- 合成洗剤を必要以上に使わない、食べ残しや飲み残しをしないなど、河川を汚さないことに 取り組みます。
- 公共下水道整備計画区域外では合併処理浄化槽を設置します。
- 公共下水道地域では、公共下水道への切替を行います。
- 単独処理浄化槽の設置者は、合併処理浄化槽に転換します。
- 浄化槽の適正な管理に努めます。
- 家の庭はなるべく緑や土の面を残し、雨水の地下浸透に努めます。
- 飼っている水生生物は最期まで責任をもって飼育します。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- 川にごみを捨てません。
- 排水基準を遵守するとともに、さらなる水質汚濁の低減に努めます。
- 水質改善や水辺環境の保全について従業員に啓発します。
- 水辺の美化活動への積極的な参加など、水辺環境の保全に努めます。
- 敷地内はできる限り緑や土の面を残し、雨水の地下浸透に努めます。
- 雨水浸透施設や雨水利用施設の導入を検討します。
- 河川や水路周辺での除草剤や殺虫剤撒布を控えます。

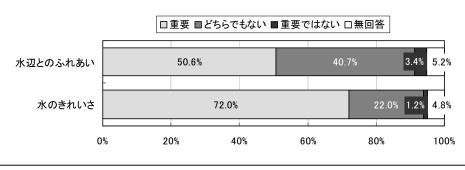
◆ 町の取り組み

- 川の観察会など、川に親しむイベントを企画し、川の働きや大切さを啓蒙します。
- 水辺の美化活動に積極的に参加・協力できるような体制を整備します。
- 公共下水道の普及を進めるとともに、公共下水道整備計画区域外での合併処理浄化槽の設置を啓発します。
- 定期的な公共用水域の水質調査を継続し、その把握に努めます。
- 県や近隣市と情報共有して、連携した水質改善を進めます。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、「水辺とのふれあい」について「重要」と回答した方は半数以上、「水のきれいさ」について「重要」と回答した方は7割以上となっています。

●「水辺とのふれあい」と「水のきれいさ」についての重要度



基本施策(4)公害のないまちにしよう

<施策の考え方>

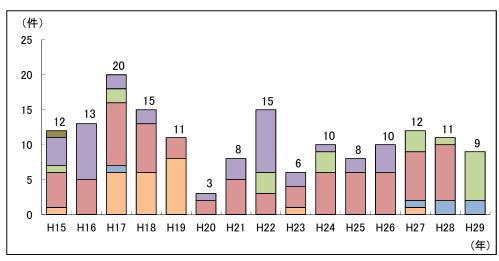
伊奈町に暮らし・学び・働く人々が快適な日常を送るために、公害を未然に防止する とともに、環境に配慮したまちづくりを進めます。

本計画の環境像	該当するSDGsの目標	
人へのやさしさ	3 対ベエの人に 対策と確認を	

1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現状

公害に関する相談件数は、生活環境や周辺の状況によって毎年変動していますが、騒音、振動、 悪臭に関する相談が多い傾向にあります。また、平成 27 年度から水質に関する相談がみられま す。



□大気汚染 □水質汚濁 □騒音 □振動 □悪臭 ■土壌汚染

公害に関する相談件数の推移

出典:「統計いな」(伊奈町)

(2) 施策の指標の成果

公害に関する苦情件数は、年により多少の増減がありつつも、平成30年度現在では9件となっています。今後も引き続き、事業者の公害対策と町民の理解を求めていく必要があります。

施策	指標	実	績
70714	1 H 1/3/	平成 24 年度	平成 30 年度
生活環境の保全	公害に関する相談件数	10 件	9件

(3) 取り組み内容

- ・騒音、振動及び悪臭に関する規制について、町ホームページにて事業者向けに情報を公開して います。
- ・苦情に関する相談を随時受け付けています。
- ・町内 22 カ所で年 4 回の放射性物質量測定を実施し、測定結果を町ホームページにて公開しています。

(4) 抽出された課題

- ・事業者に限らず、アイドリングストップなどのマナー啓発を行う必要があります。
- ・工場や事業者は有害化学物質の排出削減に取り組むとともに、地域住民へのリスクコミュニケーション*3を行うことが求められます。

2. 個別施策

①公害の未然防止

- ▶ 環境リスクの低減と化学物質に対する不安を解消するため、リスクコミュニケーションの普及を図ります。
- ▶ 環境マネジメントの導入・構築を図ります。
- ➤ 工場や事業所は、周辺に公害が発生しない対策を講じます。
- ▶ 開発時には、環境影響評価法等の法令に基づき、公害の未然防止を図ります。

②生活環境の保全

- ➤ 工場や事業所は有害化学物質の排出削減に取り組みます。
- ▶ 騒音・振動・悪臭等、公害に関する情報を共有し、迅速に対応します。
- ▶ 適正速度での運転、アイドリングストップなど、運転マナーを啓発します。【緩和策】

③有害化学物質等対策の推進

- ▶ 放射性物質について実態把握のため、定期的な調査を実施し、監視を継続します。
- ▶ 微小粒子状物質(PM2.5)や光化学スモッグなどの、広域的な公害については国や県と連携し、 情報の収集と町民への周知に努めます。
- ▶ 工場・事業所から排出される有害化学物質について適正な管理を行うとともに、PRTR^{※4}等を活用した情報共有と排出削減を進めます。

^{***} **リスクコミュニケーション**:事業者が事業活動に関わる環境リスクについて地域の行政や住民と情報を共有し、コミュニケーションを行うこと。

^{***}PRTR:有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、 あるいは廃棄物に含まれて運び出されたかをデータ化し、それを把握・集計・公表する 仕組み。

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
生活環境の保全	公害に関する相談件数	10 件

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 近隣への騒音や振動、悪臭の原因となるような行為に注意します。
- 公害発生等について町に情報提供し、その対応に協力します。
- 有害化学物質や放射性物質について正しい知識を習得します。
- 自動車を使用する場合は、エコドライブを実践し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えると ともに、エコカーへの乗り換えを検討します。

◆ 事業者に望まれる取り組み

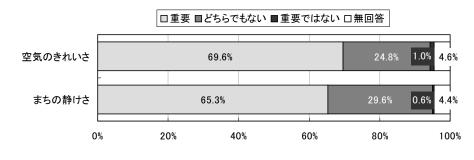
- 有害化学物質の排出について排出基準を遵守し、適正に管理するとともに、排出削減に努めます。
- 従業員に対し、有害化学物質に関する正しい知識を習得させ、安全教育を実施します。
- 近隣への騒音や振動、悪臭の原因となるような行為を防止します。
- 化学物質に関する情報を公開するとともに、リスクコミュニケーションの普及に協力します。
- 自動車を使用する場合は、エコドライブを実践し、有害化学物質排出と燃料消費を抑えるとともに、エコカー導入を検討します。

- 公害等相談に対して迅速に対応し、最新の情報を提供します。
- 広域的な公害に関しては、国や県と連携して対策を講じます。
- 放射性物質について、定期的な調査を実施し、監視を継続します。
- 化学物質について PRTR 等を活用した情報共有に努め、工場・事業所に対して排出削減を促します。
- リスクコミュニケーションの普及を図ります。
- 生活道路の側溝整備や舗装新設を行い、騒音や振動、悪臭などの公害を低減します。
- 自動車使用時のエコドライブの実践とマナーの啓発を図るとともに、エコカーの普及を推進します。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成25年度アンケート調査では、「空気のきれいさ」について約7割が「重要」と回答し、「まちの静けさ」についても6割以上が「重要」と回答しています。

●「空気のきれいさ」と「まちの静けさ」についての重要度





エコカー

基本施策(5)安全で快適なまちをつくろう

<施策の考え方>

子どもたちが安心して通学できるように道路環境を整備するとともに、自動車の利用 を減らし、公共交通機関の利用を促進するための環境づくりを進めます。

また、近年増加している気候変動による集中豪雨等の気象災害に対する防災・減災に努め、災害に強いまちを目指します。

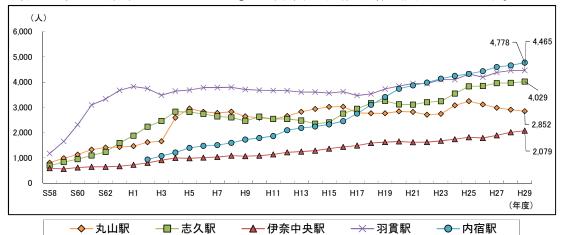


1. 進捗状況の確認と課題

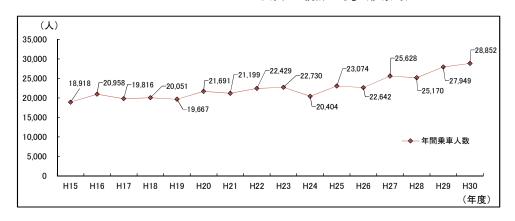
(1) 現況

埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の1日平均乗降人員の経年変化をみると、各駅で増加傾向にあり、宅地開発等による進展の傾向がうかがえます。

また併せて、町内循環バス「いなまる」の年間乗車人数も増加傾向にあります。



ニューシャトルの1日平均乗降人員の推移 出典:「統計いな」(伊奈町)



町内循環バス「いなまる」の年間乗車人数の推移

(2) 施策の指標実績

ニューシャトルの1日平均乗車人員は、平成30年度では現行計画策定時と比較すると824人の増加となりました。

町内循環バスの年間利用者数については、平成30年度においては現行計画策定時と比較して5,778人の増加となりました。

施策	指標	実	績
2270	11177	平成 25 年度	平成 30 年度
公共交通機関	ニューシャトルの 1日平均乗車人員	17,559 人	18,383 人
利用の促進	町内循環バスの年間利用者数	23,074 人	28,852 人

(3) 取り組み内容

- ・道路パトロールの実施により、破損個所等の補修及び修繕に早急に対応することで、良好な道 路環境を維持しています。
- ・県道部分の破損個所については、早急に対応してもらうよう管理者に連絡しています。
- ・より利便性の高い公共交通を目指すため、令和元年 11 月より町内循環バスを 2 台体制としました。
- ・平成 30 年度に伊奈中央駅にエレベーターを設置するなど、駅利用者が快適に利用できる環境 づくりを進めています。

(4) 抽出された課題

・ドライバーの高齢化を背景として、全国的に免許返納対策が推進されており、今後さらなる交 通機関の利便性が求められます。

2. 個別施策

①公共交通機関利用の促進

- ▶ 自動車から公共交通機関を利用するなど、環境に配慮した移動「スマートムーブ」^{※5}を推進します。【緩和策】
- ▶ バス事業者やニューシャトル事業者と協力して、ニーズに対応した運行体制を検討します。 【緩和策】
- ▶ 交通弱者に配慮したインフラ整備を進めます。
- ▶ 県や近隣市と連携して、良好な道路環境の整備を進めます。
- ▶ 道路パトロールを継続し、破損箇所の早期発見・補修に努めます。

^{※5} スマートムーブ: 40 ページ「コラム」に詳細を記載。

②気候変動に対する防災機能の向上

- ▶ 河川治水施設や調整池の整備など、治水排水対策を推進します。【適応策】
- ▶ 伊奈町洪水ハザードマップ等を活用し、減災に努めます。【適応策】
- ▶ 樹林や農地を保全し、地下水涵養の保持を図ります。【適応策】

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
公共交通機関利用の	ニューシャトルの 1日平均乗車人員	18,900 人
促進	町内循環バスの年間利用者数	40,000 人

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 通勤には自動車から公共交通機関や自転車の利用に転換します。
- 買い物や旅行にもスマートムーブを心がけます。
- 通学児童に配慮した安全運転を心がけます。
- 道路の破損箇所や通学路の危険箇所に関する情報を町に提供し、対応を求めます。
- 集中豪雨による河川の氾濫等に備えるため、洪水ハザードマップ等によって危険区域を把握 し、減災に努めます。
- 治水機能を有する樹林や農地の保全に努めます。

◆ 事業者に望まれる取り組み

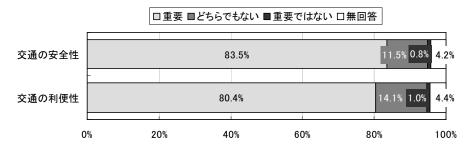
- 通勤は自動車から公共交通機関や自転車への利用転換を促します。
- 従業員に、自動車使用時の安全運転とエコドライブを指導します。
- エコカーの導入を検討します。
- 道路の破損箇所や通学路の危険箇所に関する情報を町に提供します。
- 治水機能を有する樹林や農地の保全に努めます。

- 公用車の使用を極力控えます。
- バス事業者やニューシャトル事業者と協力して、ニーズに対応した運行体制を検討します。
- 駅舎へのエレベーター設置を進め、駅利用者が快適に利用できる環境づくりを推進します。
- 県と町による河川・下水道連携事業により浸水対策を推進します。
- 治水機能を有する樹林や農地の保全に努めます。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成25年度アンケート調査では、「交通の安全性」、「交通の利便性」について「重要」と回答した方がいずれも一般町民、保護者で8割を超え、文化祭来場者(大人)対象アンケートでも7割を超えた高い回答率となっています。

●「交通の安全性」と「交通の利便性」についての重要度





ニューシャトル



町内循環バス「いなまる」



スマートムーブの取り組み

スマートムーブとは、通勤、通学、買い物、旅行など、「移動」に伴う CO2(二酸化炭素) の排出を抑え、「移動」を「エコ」にする新たなライフスタイルの提案です。









- 4
- фини
- **⑤**



- ①電車、バス等の公共交通機関の利用
- ②自転車や徒歩での移動の推奨
- ③エコドライブの推奨、エコカーへの乗 り換え
- ④エコ旅行やエコ出張等の実施
- ⑤カーシェアリング、コミュニティサイ クル等の利用促進

出典:「COOL CHOICE ホームページ」 (環境省)

基本施策(6)きれいで衛生的なまちにしよう

<施策の考え方>

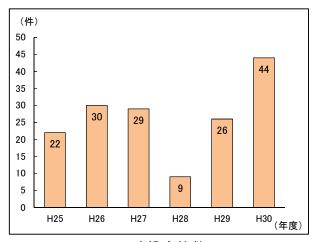
ペットのフンの放置やごみの不法投棄、あき地の不適切管理は、町の美観を損なうだけでなく、人の健康影響も懸念されるため、きれいで衛生的なまちづくりを進め、清潔感のあるまちを目指します。



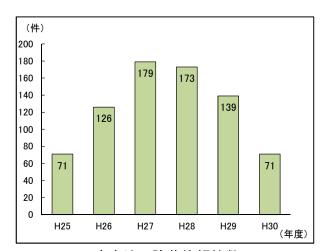
1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

本町における不法投棄件数及びあき地の除草依頼件数は、年度によりばらつきがあるものの、 一定数以上の報告と依頼が寄せられています。



不法投棄件数



あき地の除草依頼件数

(2) 施策の指標実績

不法投棄件数及びあき地の除草依頼件数は、平成30年度実績では、件数が増加している結果となりました。

施策 指標		実績	
	11177	平成 25 年度	平成 30 年度
	不法投棄の件数	22 件	44 件
不法投棄対策の強化	あき地の除草依頼件数	71 件	71 件

(3) 取り組み内容

- ・シルバー人材センターに協力を仰ぎ、不法投棄パトロールを実施しています。
- ・伊奈氏屋敷跡では定期的に散策路整備を行い、また平成 30 年度に「伊奈氏屋敷跡保全活用計画」を策定し、遺構だけでなく、景観保全に努めるよう推進しています。
- ・平成30年度に埼玉県央地域の4市1町(伊奈町、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市)及び公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と「埼玉県央地域における空き家の利活用等に関する協定」を締結し、空き家バンクを開設しました。
- ・町では、ペットのフンの放置対策として、フン害防止用プレートを無償配布している他、ペットの適正飼養を広報誌やホームページで啓発しています。

(4) 抽出された課題

- ・今後の高齢化に伴い、あき地や空き家が増加する可能性があるため、土地所有者及び管理者に 向けて、あき地や空き家の適正管理について理解を求めていく必要があります。
- ・あき地の増加に伴い、不法投棄も増加する可能性が考えられるため、不法投棄を未然に防ぐ取り組みが求められます。
- ・あき地、空き家の有効活用を推進していく必要があります。

2. 個別施策

①美化活動の促進

- ▶ 公共施設の緑化を推進します。【適応策】【緩和策】
- ▶ 定期的に実施する町のクリーン活動を継続し、美化活動とともに地域コミュニケーションを促進します。
- ▶ペットのフンの放置防止のため、マナーアップの強化に努めます。
- ▶ 放置されたあき地や空き家に対し、適正管理に関する啓発・指導を行います。

②景勝地・文化財の保護

- ▶「伊奈氏屋敷跡保全活用計画」に基づき、伊奈氏屋敷跡をはじめとする史跡の保存活用とともに、寺社仏閣に付随する社寺林の保全に努めます。
- ▶ 「埼玉県景観計画」に基づき、地域特性を活かした景観形成を進めます。
- ▶ 開発事業者は、周辺環境と調和した景観形成に努めます。【適応策】【緩和策】

③不法投棄対策の強化

- ➤ 不法投棄パトロールを強化し、不法投棄の抑止と早期発見に努めます。
- ▶ 県や警察と連携して不法投棄対策を推進します。
- か置されたあき地の除草を依頼するなど、不法投棄されない環境づくりを進めます。

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
了沙切克山坡 。347,	不法投棄の件数	20 件
不法投棄対策の強化	あき地の除草依頼件数	60 件

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- ごみのポイ捨てはしません。
- 自宅の敷地内やその周辺について、こまめに清掃を行い衛生的に保ちます。
- ペットのフンは持ち帰ります。
- ごみ集積所周辺の美化に努めます。
- クリーン活動などの美化活動に積極的に参加するとともに、地域住民とのコミュニケーションを図ります。
- 放置されたあき地や空き家に関する情報を町に提供します。
- 空き家バンク等を利用し、あき地、空き家の有効活用を検討します。
- ・ 史跡・寺社仏閣の維持管理に協力します。

◆ 事業者に望まれる取り組み

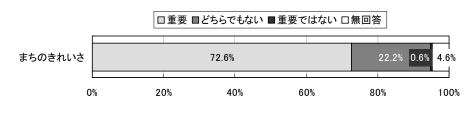
- 廃棄物は適切に処理します。
- 敷地周辺の美化活動に取り組みます。
- クリーン活動などの美化活動に積極的に参加するとともに、地域住民とのコミュニケーションを図ります。
- 史跡・寺社仏閣の維持管理に協力します。
- 開発の際は、周辺環境と調和した景観形成に努めます。

- ペットのフンの放置対策として、啓発ボランティア等によりマナーアップを図ります。
- 不法投棄パトロールを強化します。
- あき地や空き家の適正管理を指導するとともに、有効利用促進について検討します。
- 公共施設の美化を推進するとともに、地域コミュニケーションの活性化を図ります。
- 史跡・寺社仏閣を保護し、社寺林の保全に努めます。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、「まちのきれいさ」について「重要」と回答した方は 7 割以上となっており、きれいなまちづくりに対する関心がうかがえます。

●「まちのきれいさ」についての重要度



基本施策(7)ごみを減らそう

<施策の考え方>

地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保する必要性が高まっています。特に 近年では海洋プラスチックの問題が課題として取り上げられており、ごみの削減と資源 化が重要課題となっています。

町においては、ごみゼロのまちを目指し、ごみの減量化とともに、リサイクル(資源化)を推進し、資源の循環型社会を構築します。



1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

平成 29 年度におけるごみの総排出量 (計画収集量+直接搬入量+集団回収量) は、13,700t で、 1 人 1 日あたりの排出量は 840g/日となっています。平成 25 年度以降、減少傾向にあり、特に 1 人 1 日あたりの排出量は大きく減少しています。

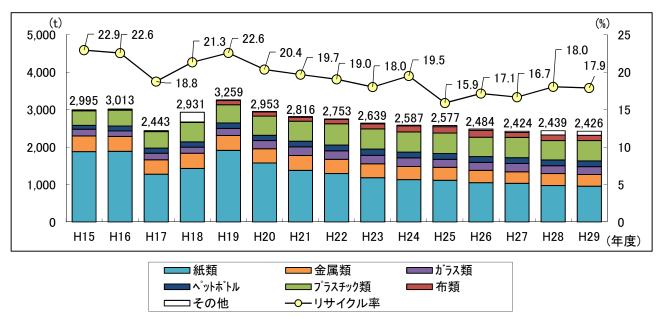
また、平成 29 年度におけるリサイクル率*6は 17.9%となっています。長期的にみると減少傾向にありましたが、平成 28 年度に増加に転じています。



伊奈町におけるごみ排出量の状況

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

^{※6} **リサイクル率**:ごみ処理量と集団回収量の合計のうち、資源化量(直接資源化量+中間処理後再利 用量+集団回収量)の割合を示す。



伊奈町における資源化の状況

出典:「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省)

(2) 施策の指標実績

1人1日あたりのごみの排出量は、平成30年度では、現行計画策定時と比較すると471g/日減少しています。

ごみの資源化率 *7 については、平成 30 年度において、現行計画策定時と比較すると 1.1%の減少となっています。

施策	指標	実績	
лш / C	1H W/	平成 25 年度	平成 30 年度
4Rの推進	1人1日あたりのごみ排出量	854g/日	838g/日
4八ツが住地	ごみの資源化率	15.9%	14.8%

(3) 取り組み内容

・伊奈町資源回収団体奨励金補助金を推進しています。

- ・伊奈町生ごみ処理容器等購入費補助金を推進しています。
- ・平成30年6月に上尾市と「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結し、「広域ごみ処理」について、新施設の整備および運営に向けて協議を進めています。

7 **資源化率: リサイクル率と同義。ただし、伊奈町クリーンセンターで算出する資源化率には、「集団回収量」は含まれない。

(4) 抽出された課題

- ・クリーンセンターの長寿命化の観点からも、ごみの減量化及び再資源化を推進していく必要が あります。
- ・近年の海洋プラスチック問題対策のためにも、4R*8を積極的に推進していく必要があります。

2. 個別施策

①4R(ごみ減量化等)の推進

- ▶ ものを大切に使い、ごみとなる不要な物はもらわない、購入しないことを進めます。 (リフューズ)
- ▶ ごみの減量化を推進します。(リデュース)
- ▶ 使えるものは繰り返し使用します。(リユース)
- ▶ 資源を繰り返し利用します。(リサイクル)
- ▶ 小型家電リサイクルを推進します。
- ⇒環境に配慮した消費生活を推進します。
- ▶ 生ごみの水切り等によるごみの減量化を促進し、クリーンセンターの長寿命化につなげます。
- プラスチックの排出抑制を推進します。
- ▶ フードロスの減少に努めます。

②資源循環の推進

- ▶ 生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園などへの利用を推進します。
- ▶ 生ごみの堆肥の普及、促進を図ります。
- ▶ 農業経営で発生したもみ殻等の農業廃棄物の有効活用を検討します。
- ごみの分別を徹底し、プラスチック再生利用を促進します。

3. 施策の指標と目標

施策 指標 目標 (令和 6 年度)

4 R (ごみ減量化等)の推進 ごみの資源化率 17.5%

^{**8} **4R**:環境と経済が両立した循環型社会を目指すための取り組み。本計画で取り組む **4R**には、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルが含まれる。

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 必要なものを必要なだけ買い、不要なものは買いません。断ります。
- まだ使えても不要となったものはバザーやフリーマーケット、リサイクルショップ等に出品 します。
- ごみ分別のルールを守ります。
- ライフスタイルを見直し、グリーンコンシューマー※9を心がけます。
- エコバックを持参するなど、レジ袋の使用を控えます。
- 家庭から出た生ごみを堆肥化し、花壇や家庭菜園への利用を検討します。
- 生ごみは水をよく切り、ごみの減量化に努めます。
- フードロス削減に取り組みます。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- 必要なものを必要なだけ買い、不要なものは買いません。断ります。
- まだ使えても不要となったものの再使用に努めます。
- 各種リサイクル法に基づく適正な廃棄物のリサイクルに努めます。
- 環境に配慮した商品を製造します。
- 商店は環境配慮型商品を販売し、消費者に購入を促します。
- 過剰な包装はしません。
- 紙製のストローを使用するなど、プラスチックごみの削減に努めます。
- 生分解性プラスチックなど、環境汚染の少ない材料の使用に努めます。
- レジ袋の配布の削減に取り組みます。
- 事業所から出た生ごみの堆肥化・水切りに努め、ごみの減量化に取り組みます。
- 従業員に対し、4Rの推進を啓発します。
- 無駄の少ない調理方法の啓発や世帯構成、年代に合わせた食材提供などによってフードロス を削減します。

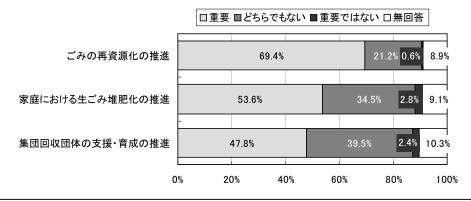
- 町民・事業者に4Rの取り組みを啓発・支援します。
- 家庭から出る生ごみの堆肥化を支援します。
- 農業廃棄物の有効活用を検討します。
- EM 容器やコンポストといった家庭で設置できる生ごみ処理容器等の周知に取り組みます。
- 家庭ごみの分別の周知方法について検討します。
- 集団回収団体の支援・育成を推進します。
- 伊奈町クリーンセンターの老朽化対策を推進するとともに、効果的な運用をすすめ、町全体 の資源循環に取り組みます。
- 粗大不燃ごみの細選別により、リサイクルを促進します。
- 上尾市とのごみ処理広域化を推進します。
- フードロスの削減について周知及び啓発します。

^{※9} **グリーンコンシューマー**:「環境」を視点としたもの選びをする消費者。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成25年度アンケート調査では、「ごみの再資源化の推進」について約7割が、「生ごみの堆肥化」、「集団回収団体の支援・育成」について約5割が「重要」との回答を得ています。

●「ごみ・リサイクル」に関する取り組みの重要度





フリーマーケットの様子

基本施策(8)資源を大切にしよう

<施策の考え方>

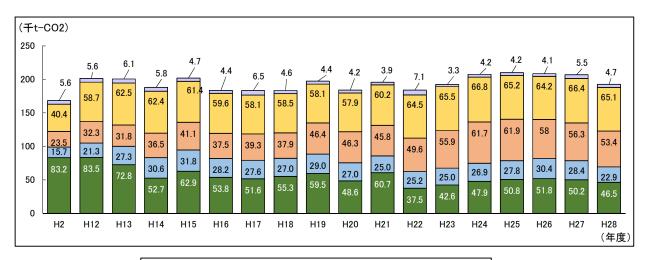
世界中で対策が求められている地球温暖化は、その主な原因となる温室効果ガスの排出を削減することが重要です。省エネルギーの取り組みは、光熱費を減らせるだけでなく、温室効果ガスの排出削減につながります。また、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー導入や、壁面・屋上緑化などに取り組むことで、さらなる省エネルギーが期待されます。



1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

町における二酸化炭素排出量は、平成 28 年度で 192,600t- CO_2 で、変動を繰り返しながら平成 25 年以降減少傾向を示しています。特に業務部門と家庭部門で減少しており、引き続き温室効果 ガスを出さない取り組みを継続する必要があります。



■産業部門 □業務部門 □家庭部門 □運輸部門 □廃棄物部門

伊奈町の部門別二酸化炭素排出量

出典:「市町村温室効果ガス排出量推計報告書」(埼玉県)

(2) 施策の指標実績

太陽光発電システム補助件数は、毎年度一定数以上の件数があり、平成30年度までに、264件の増加となりました。

施策	指標	実績	
旭水 1日/示		平成 25 年度	平成 30 年度
再生可能エネルギー 利用の促進	太陽光発電システム 補助件数	365 件	629 件

(3) 取り組み内容

- ・省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額等の情報について、町ホームページで情報を公開して います。
- ・平成31年4月からは、太陽光発電システムに替わり、住宅用省エネルギー設備(HEMS・家庭用蓄電システム・エネファーム)の設置について奨励金を交付しています。
- ・防犯灯を LED 化しました。

(4) 抽出された課題

・家屋や工場、事業所等での屋上緑化や壁面緑化について情報を周知し、啓発していく必要があります。

2. 個別施策

①省エネルギーの推進

- ▶ 家庭での省エネルギーの取り組みを推進します。【緩和策】
- ▶ エコアクション 21^{※10}など、工場・事業所の環境に配慮した取り組みを推進します。【緩和策】
- ▶ スマートムーブの取り組みを推進します。【緩和策】
- ▶ 住宅用省エネルギー設備の導入を推進します。【緩和策】

②再生可能エネルギー利用の促進

- ▶ 太陽光発電システムの普及を推進します。【緩和策】
- ▶ 太陽熱利用、コージェネレーションシステム**1の普及を推進します。【緩和策】

^{※10} **エコアクション 21**: 環境省が策定した「エコアクション 21 ガイドライン」に基づき、環境に配慮した取り組みを継続的に改善しながら実践している事業者を認証・登録する制度。

^{**&}lt;sup>11</sup> **コージェネレーションシステム**:エンジンやタービンなどの原動機で発電し、その排熱を取り出して給湯や冷房機に利用するシステム。

③壁面・屋上緑化の推進

- > 家屋の壁面緑化を推進します。【適応策】【緩和策】
- ▶ 工場・事業所の壁面・屋上緑化を推進します。【適応策】【緩和策】

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
省エネルギーの推進	二酸化炭素排出量	171.3 f t-CO₂
再生可能エネルギー 利用の促進	住宅用省エネルギー設備設置費 奨励金件数	150 件

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 環境家計簿を活用し、節水や節電などの省資源・省エネルギーを実践します。
- 住宅の断熱改修などの省エネリフォームを検討します。
- 環境に配慮した商品を購入します。
- 必要以上の商品は購入しません。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを継続的に利用します。
- エコドライブを実践するとともに、エコカーへの転換を検討します。
- 家庭での緑のカーテン設置に取り組みます。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- エコアクション 21 などの環境配慮を取り入れた事業経営に取り組みます。
- 環境に配慮した商品やサービスを提供します。
- 商店は環境配慮型商品を販売し、消費者に購入を促します。
- 従業員に対し、エコドライブの実践を指導します。
- 自動車の買い替え時には、エコカーを導入します。
- 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーを継続的に利用します。
- エネルギーマネジメントシステムなどを導入し、省エネルギーの「見える化」を検討します。
- 雨水貯留タンクなどを設置し、雨水の有効活用を図ります。
- 工場・事業所における壁面・屋上緑化に努めます。

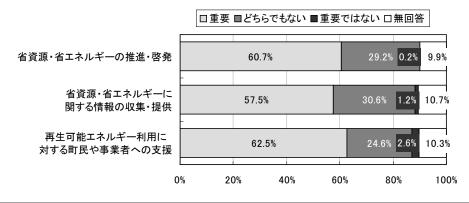
- 自動車買い替え時にはエコカーを導入します。
- 公用車に替わる交通手段を検討します。
- 公共施設の節電・節水の継続及びグリーン購入を実施します。
- 家庭でのエネルギー管理の普及を図ります(省エネナビの貸与)。
- 工場・事業所にエコアクション 21 などの環境経営を啓発します。

- 町民・事業者にエコドライブを呼びかけます。
- レンタサイクル事業を推進し、町内へ訪れた人に対して、公共交通機関の利用と二酸化炭素 排出削減を呼びかけます。
- 太陽熱利用、コージェネレーションシステムの普及を図ります。
- 省エネリフォームを推進します。
- 「伊奈町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を推進します。
- 8月の「水の週間」に合わせて親子水道施設見学会を開催し、節水意識の高揚を図ります。
- 道路照明灯の LED 化を促進し、節電に努めます。
- 住宅用省エネルギー設備の普及促進を図ります。
- 公共施設の壁面・屋上緑化に取り組み、事業者や町民の活動を推進します。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、省資源・省エネルギーに関する取り組みについて、重要との回答が約 6割となっています。

●「エネルギー」に関する取り組みの重要度





レンタサイクル



太陽光発電システム

基本施策(9)環境のことを学ぼう・話し合おう

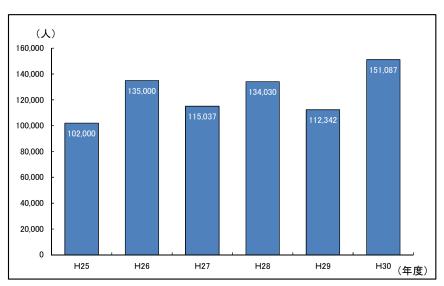
<施策の考え方>

わたしたち一人ひとりが環境に関して深い関心を持ち、正しく理解するとともに、環境保全に取り組む効果的な方法などを家族や地域と話し合いながらすすめる環境保全 交流のまちを目指します。

1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

町では、伊奈町を象徴する「町制施行記念公園バラ園」や「伊奈氏屋敷跡」、「無線山・KDDIの森(緑のトラスト保全第13号地)」を活用したイベントを行っており、毎年多くの参加者が集まっています。



イベント来場者数

(2) 施策の指標の成果

イベント来場者数は、現行計画策定時と比較すると、平成 30 年度までに大幅に増加しています。また、自然観察会などの事業も開催し、平成 30 年度では 3 回実施しています。

施策	指標	実	績
желк —	11177	平成 25 年度	平成 30 年度
環境学習・教育の普及	イベント来場者数	102,000 人	151,087 人*1
	自然観察会などの事業開催	0 回	3 □*2

^{※1} 平成30年度のイベント来場者数は、「さくらまつり」、「バラまつり」、「伊奈まつり」、「楽しいな商工フェスティバル」、「秋バラまつり」、「散策路イベント」、「婚活イベント」、「忠次レキシまつり」及び「菖蒲パーキングエリア」の参加者の合計人数を示します。

(3) 取り組み内容

- ・「町制施行記念公園」において、バラまつりや伊奈まつり、秋バラまつりを毎年開催しています。
- ・「無線山・KDDIの森」において、さくらまつりほか、自然観察とタケノコ掘りを楽しむイベントを開催しています。
- ・江戸川河川事務所に協力をお願いし、町立小学校の児童を対象として綾瀬川の過去と現在及び 水質に関する学習会を実施しています。
- ・総合文化祭では環境フェアを実施しています。
- ・綾瀬川クリーン大作戦を開催しています。

(4) 抽出された課題

・環境学習や環境教育体制の整備のため、埼玉県と協力した人材確保が必要となります。



環境学習会の様子(南小学校)

^{※2} 平成30年度の自然観察会などの事業開催には、「トラスト保全地の自然観察とタケノコ掘りを楽しむ」、「緑のトラスト第13号地ふれあい・体験イベント」及び町立小学校を対象とした環境学習の開催を示します。

2. 個別施策

①環境学習・教育の普及

- ▶ 町民・事業者が環境に対し深い関心を持ち、正しく理解するための出前講座を継続します。
- ▶ 自然観察会などを開催し、自然とふれあう機会の創出を図ります。
- ▶総合文化祭などのイベントをとおして、環境学習・教育を啓発します。
- ▶ 自然環境の大切さや保全活動の役割等を掲載した資料を作成し、環境学習・環境教育に活用します。
- ▶ 町内の小・中学校における環境教育を推進するとともに、教育関係機関との連携を図っていきます。

②環境学習・教育体制の整備

- ▶環境に関する人財バンク登録者数の拡大を図ります。
- ▶ 環境に関するボランティア団体やサークルの拡充を図ります。

3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
環境学習・教育の普及	イベントの来場者数	160,000 人
	自然観察会などの事業開催	3回/年

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 環境に関する出前講座や自然観察会などのイベントに積極的に参加します。
- 環境に関するボランティア団体やサークル活動に参加・協力します。
- 環境問題や保全活動について、家族や地域の人と話し合います。
- 町の実施する環境リーダー育成の取り組みに、参加・協力します。
- 美化活動に協力し、自身の美化意識を高めるとともに、美化意識向上の拡大に努めます。

◆ 事業者に望まれる取り組み

- 環境に関する出前講座などのイベントに積極的に参加します。
- 環境に関するボランティア団体やサークルの活動に参加・協力します。
- 環境問題や保全活動について、社内で話し合います。
- 町の実施する環境リーダー育成の取り組みに、参加・協力します。
- 自社で取り組んでいる環境配慮活動を PR するとともに、保全活動の輪を広げる取り組みを 検討します。

- 環境に関する出前講座や自然観察会などのイベント開催や必要な支援を行います。
- 生態系ネットワークの重要性や外来生物の危険性及び在来生物への影響について周知します。
- ごみの分別やリサイクルの必要性の周知に努めます。
- 環境に関するボランティア団体の登録を呼びかけます。
- 環境保全に取り組むボランティア団体やサークルを支援します。
- 学校で取り組む環境教育を推進します。
- 県と協力して環境教育を推進します。
- 環境保全に関する生涯学習を推進するため、環境保全を題材とした講座の開催を検討します。



環境フェア



バラまつり





さくらまつり

基本施策(10)力を合わせて行動しよう

<施策の考え方>

町民、事業者、町がそれぞれの立場で役割を果たしながら一体となって取り組むことで目標とする環境像の実現につながります。また、本計画推進の進捗状況について定期的に点検・評価し、適宜検討・改善していくことで伊奈町に適したまちづくりがすすみます。

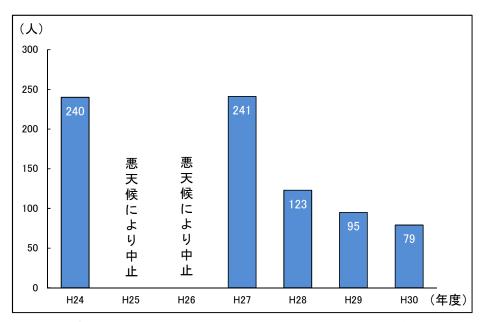
町民・事業者・町協働の計画推進をとおして地域コミュニケーションが活性化したまちを目指します。



1. 進捗状況の確認と課題

(1) 現況

綾瀬川クリーン大作戦の参加人数は、天候に左右されることや、開催日により団体等の参加ができない状況があります。



伊奈町における綾瀬川クリーン大作戦の参加人数の推移

(2) 施策の指標実績

綾瀬川クリーン大作戦の参加人数は、現行計画策定時と比較すると減少している結果となっています。

施策	指標	実績	
725 T	1H N1/	平成 24 年度	平成 30 年度
保全活動の協働	河川美化活動参加人数 (綾瀬川クリーン大作戦)	240 人	79 人

(3) 取り組み内容

・江戸川河川事務所に協力をお願いし、町立小学校の児童を対象として、綾瀬川の過去と現在及 び水質に関する学習会を実施しています。

(4) 抽出された課題

- ・学校行事等をはじめとした団体イベントと調整し、クリーン大作戦の開催日程を検討するとと もに、様々な団体に参加を呼びかける必要があります。
- ・町内の学校と連携し、子どもたちの環境保全に対する意識の醸成を図る必要があります。
- ・定期的に環境審議会等を開催し、施策の進捗等について点検及び評価し、計画を推進していく ことが求められます。

2. 個別施策

①保全活動の啓発・普及

- ▶ 出前講座や自然観察会などのイベントをとおして、環境保全活動について啓発します。
- ▶環境保全活動に取り組む民間団体の拡充を図ります。
- ▶ 広報やホームページを活用して環境保全活動に関する情報提供を推進します。
- ▶ 教育機関と連携して、子どもたちが積極的に環境保全意識を醸成できるように努めます。

②保全活動の協働

- ▶ 町民、事業者に対して河川美化活動や一斉清掃活動の積極的な参加を呼びかけます。
- ▶ 出前講座や自然観察会などのイベントの参加と協力を呼びかけます。
- ▶環境保全活動に取り組む町民、民間団体、事業者のネットワーク構築を図ります。
- ▶ 各主体が取り組む環境保全活動の互いの支援を推進します。
- ▶ 学校を中心に環境学習・教育を推進します。

③計画の評価・改善

- ▶ 各主体の取り組み内容を互いに点検・評価し、取り組みの継続・改善につなげます。【適応策】▶ 計画の推進について評価しやすい指標や目標の設定を検討します。
- 3. 施策の指標と目標

施策	指標	目標 (令和 6 年度)
保全活動の協働	環境保全活動の参加人数**	600 人/年

[※]環境保全活動の参加人数は、「綾瀬川クリーン大作戦」及び「伊奈備前忠次公による散策路整備イベント」の参加人数を示します。

4. 各主体に望まれる取り組み

◆ 町民に望まれる取り組み

- 出前講座や自然観察会などのイベントに積極的に参加します。
- 環境保全活動に取り組む民間団体に参加・協力します。
- 広報やホームページを活用して、最新の情報収集に努めます。
- 計画の推進について評価し、意見を述べます。
- 子どもたちに環境保全の大切さを伝えます。
- 環境保全について家族や地域で話し合います。

◆ 事業者に望まれる取り組み

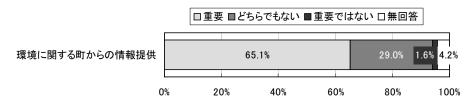
- 出前講座や自然観察会などのイベントに積極的に参加します。
- 環境保全活動の企画・実践に努め、地域住民との交流を深めます。
- 環境報告書の作成に努め、公表します。
- 環境保全活動に取り組む町民や民間団体に協力・支援します。
- 計画の推進について評価し、意見を述べます。
- 子どもたちに環境保全の大切さを伝えます。

- 出前講座や自然観察会などのイベントの開催を支援します。
- 広報やホームページなどに環境に関する情報を掲載し、計画の推進に役立てます。
- 環境保全活動に取り組む町民、民間団体、事業者を支援します。
- 円滑に計画を推進していくための体制づくりに努めます。
- 教育機関と連携して、子どもたちの環境保全に対する意識の醸成を図ります。

【参考】平成25年度アンケート調査結果

平成 25 年度アンケート調査では、「環境に関する町からの情報提供」の重要度について、 6 割以上が「重要」と回答しています。

●「環境に関する町からの情報提供」についての重要度







綾瀬川クリーン大作戦





伊奈備前忠次公による散策路整備イベント

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1. 計画の推進体制

長期的な目標を視野に含め、個別施策で掲げた取り組みを確実なものとするため、三者(町民・ 事業者・町)の連携が図られた計画の推進が求められます。

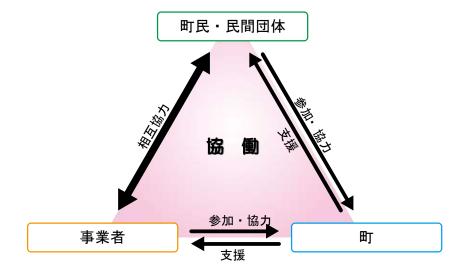
計画の推進体制と主な取り組みは以下のとおりです。

■ 町民・事業者

- 日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した取り組みを自主的に実践します。
- 各主体が実施する環境保全活動について、互いに積極的に参加・協力します。
- 伊奈町環境審議会に参加・協力します。
- 計画推進の進捗状況について点検・評価し、意見・提案を述べます。

■町

- 率先して環境に配慮した取り組みを実践します。
- 町民・事業者に対し、最新の情報を提供します。
- 町民・事業者が取り組む環境保全活動を支援します。
- 各主体が取り組む環境保全活動への参加・協力を呼びかけます。
- 各主体が連携するためのネットワークづくりを図ります。
- 国、県、近隣の自治体と連携し、情報交換を行います。



2. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、基本的に「PDCA サイクル(Plan:計画、Do:実行、Check:点検・評価、Action:見直し・改善)」の考え方に基づいて管理します。

計画の推進とともに以下の組織が年に1回進捗管理を行い、本計画を適切に運用します。

■ 伊奈町環境審議会

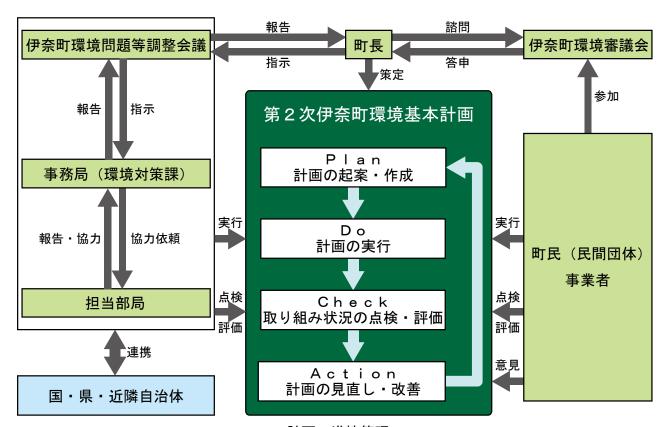
- 本計画について町長からの諮問に対し、調査・審議し、答申します。
- 計画推進の進捗状況について点検・評価し、意見・提案を述べます。

■ 伊奈町環境問題等調整会議

- 本計画を推進するための中心的役割を担います。
- 各主体から出された意見・提案を整理し、計画の推進に反映させます。
- 各主体が実行する環境保全活動を把握し、必要に応じて支援・要請します。

■ 事務局 (環境対策課)

- 各主体の取り組みについて調整役を担います。
- 計画の進捗状況について、各主体・各組織との調整を行います。



計画の進捗管理

資 料 編

用語集

あ行

アイドリングストップ

信号待ちや渋滞などで一時的に車が停止している間、手動或いは自動的にエンジンを停止させることです。 燃費向上や排出ガス削減効果が期待されています。

空き家バンク

自治体が中心となって空き家の情報を一括 管理・公開する制度のことです。地域の空き 家所有者から売却・賃貸に関する情報を募り、 利用希望者に物件の紹介を行います。空き家 の有効活用により、定住促進による地域の活 性化を図ることなどを目的とします。

インフラ

水道、ガス、電気の供給設備、或いは道路や 鉄道、学校や病院など、生活や産業の基盤と して必要な公共施設のことです。

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる機能をもち、河川や 下水への雨水流出量を抑制する施設です。代 表的なものとして「雨水浸透ます」「雨水浸透 菅(浸透トレンチ)」などが挙げられます。

雨水利用施設

雨水を集水・貯留し、必要に応じた処理後に 雑用水として給水するシステムを指します。 トイレの洗浄水や庭木の散水などに利用さ れています。

エコアクション21

本編51ページ下部の注釈を参照。

エコカー

低公害車とも呼ばれ、大気汚染物質の排出量が少なく、環境負荷に配慮した設計をもつ自動車の総称です。具体的には、電気モーターや燃料電池のみで駆動する無公害車、あるいはこれらを補助動力として用いるハイブリッドカー、内燃機関にガソリン以外の燃料を用いる代替燃料車、燃費や排出ガス量において国が定めた基準を満たす低排出ガス車などを含みます。

エコドライブ

車を運転するドライバーが、燃料消費や CO₂(二酸化炭素)を減らし、地球温暖化 防止に向けた運転をする取り組みです。

SS (浮遊物質量)

水質汚染の指標のひとつで、水の濁り具合を示します。浮遊物質とは水中に浮遊する直径 2mm 以下の微粒子を指し、プランクトンの死骸やその分解物、粘土鉱物、その他有機物などが主な構成要素です。数値が大きいほど濁りが強くなります。

SDGs

本編3ページを参照。

エネルギーマネジメントシステム

電気やガス、熱などのエネルギーの見える化や、設備の最適運用などを実現するシステムです。 I C T (情報通信技術)を用いてエネルギーの使用状況を適切に把握及び管理することで、省エネルギー及び負荷平準化(季節や時間による電力消費量の格差の縮小)など、エネルギーの効率的な利用を実現します。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガスのことです。 CO_2 (二酸化炭素) や CH_4 (メタン)、 N_2O (一酸化二窒素) などが該当します。

か行

海洋プラスチック

地上から河川などを通じて海に流出したプラスチックごみのことを指します。容易に分解されないため、環境中に留まり、海洋生物を直接傷つけるなどの問題があります。また直径5mm以下のプラスチック片をマイクロプラスチックと呼び、生態系や人体に与える影響について懸念されています。

外来生物

人為的な影響によって、もともとは生息して いなかった地域に入り込んだ生物のことで す。

核家族

一組の夫婦のみ、一組の夫婦と子ども、父親 または母親とその子どものみで構成される 家族を示します。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理できる浄化 槽を指します。

環境配慮型農業

化学肥料や化学農薬を一切使用しない有機 農業のほか、土づくりなどを通じて化学肥料・農薬の使用量を削減し、環境負荷軽減に 配慮した農業を指します。

環境負荷

地球環境に与えるマイナスの影響のことで す。自然的に発生するもの(気象、地震、火 山など)による影響も含まれますが、本計画では人間の活動(土地開発、汚染物質の放出など)による影響を指します。

環境マネジメント

環境管理とも呼ばれ、組織や事業者が運営や経営のなかで、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて環境保全に取り組むことです。環境に配慮した事業活動として効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されています。

緩和策

本編4ページを参照。

気候変動

広義には様々な時間スケールにおける気温 や降水量などの変化のことを指しますが、本 計画では、特に温室効果ガスによる地球規模 での気温上昇(地球温暖化)と、それに伴う 影響(降水量の極端な増加あるいは減少、大 規模な自然災害の発生など)を指します。

洪積世

地質時代区分のひとつで、更新世とも呼ばれます。200万年~1万年前の氷河時代に、温暖と寒冷の気候が繰り返して形成された地質で、旧石器時代にあたります。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ない物を選ぶ購入方法です。

グリーンコンシューマー

環境に配慮された商品、あるいはサービスを 優先的に選択する消費者のことを指します。 実践内容としては、過剰包装や使い捨てを避 けてリサイクル可能な製品を選ぶこと、環境 負荷軽減に対し積極的な企業を支持すること、化学物質による環境影響の少ない商品を 選ぶことなどが挙げられます。

公害

人間の活動により生じた環境改変(大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、 地盤の沈下、悪臭)が原因となって、人の生 命や健康、生活環境が脅かされることです。

光化学スモッグ

光化学オキシダントの濃度が上昇して霧状になったものを指し、目やのどを刺激し「目がチカチカする」「のどが痛い」などの症状が出る場合があります。なお、光化学オキシダントは、工場や自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物、塗料や接着剤に含まれる揮発性有機化合物が、太陽からの紫外線によって化学反応を起こすことで生成します。

コージェネレーションシステム

本編51ページ下部の注釈を参照。

子ども食堂

経済的問題や様々な家庭の事情を抱える子どもたちに、無料または低料金で食事を提供する社会活動のことです。単なる食事提供の場にとどまらず、家族や地域住民とのコミュニティ形成の場としても機能します。

さ行

里地里山

奥山と都市の中間に位置し、樹林、農地、ため池など、人間の働きによって環境が形成・維持されてきた地域概念のことを指します。

産業革命

18世紀後半から19世紀前半にかけて、技術革新による手工業から機械工業への産業主

体の変化を指します。

資源化率

本編46ページ下部の注釈を参照。

施設緑地

本編 18ページ下部の注釈を参照。

省エネナビ

家庭の電気使用量や電気代、CO₂(二酸化炭素)排出量などをリアルタイムで測定・表示する機械のことです。

省エネリフォーム

住宅の省エネルギー性能を向上し、光熱費の 節約やCO₂(二酸化炭素)排出量の削減を目 指す住宅改修のことです。具体的には、断熱 設備の導入や太陽光パネルの設置などが挙 げられます。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識や「食」 を選択する方法を学び、健全な食生活を実現 する能力を身につけることです。

スマートムーブ

本編40ページのコラム参照。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物と それをとりまく環境の間の相互関係を総合 的にとらえた生物社会のまとまりのことを 示します。

生態系ネットワーク

生物の生息する空間どうしを相互に接続し、 さまざまな野生動物の自由な移動・分散を可 能にするつながりのことです。生息地だけを 個別に保全するのではなく、生物間の相互作 用を重視することで、生物多様性の保全を図 っています。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

生分解性プラスチック

半永久的に環境中に残留する従来のプラスチックと異なり、微生物の働きによって容易に分解され、最終的に CO_2 (二酸化炭素)と H_2O (水)に変化するプラスチックです。

先進国

日本やアメリカなど、国際水準と比較して経済面で大きく発展し、高い生産性や生活水準を維持した国を指します。

た行

太陽光発電システム

太陽の光エネルギーを受けて太陽電池が発電し、その電力を日々の生活に利用するシステムです。

単身世帯

一人暮らしの世帯を示します。

単独浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことです。生活 雑排水は処理されないため、河川等の水質汚 濁の原因となっています。

地球温暖化

地球規模で気温や海水温が上昇し、氷河や氷 床が縮小する現象です。異常高温(熱波)や 大雨、干ばつの増加など、さまざまな気候の 変化をともなっています。その影響は、季節 のずれなどによる生物活動の変化や、水資源 及び農作物への影響など、自然生態系や人間 社会に現れています。

地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することを意味しています。近年、消費者の農産物に対する安全、安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきています。

沖積世

地質時代区分のひとつで、氷河期が終わり、 陸地の氷河が融けて海に流れるまでに堆積 した比較的粒の小さな土砂で構成された地 質です。洪積世の後に形成されたものです。

適応策

本編4ページ下部の注釈を参照。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律」に基づき、環境省が指 定した、生態系や人体、農林水産業に悪影響 を与える恐れがある国外由来の種を指しま す。

な行

認定農業者(制度)

農業者が創意工夫し、農業経営の改善を進めようとする計画を市町村に提出し、計画の認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じるものです。

は行

発展途上国

開発途上国とも呼び、経済発展や技術開発の 水準、生産性が先進国に比べて低く、未だ発 展途上にある国を指します。紛争や飢餓によ って国民の多くが過酷な貧困に喘ぐソマリ アやスーダンなどの後発開発途上国から、近 年急激な経済成長をみせる中国やインドな どの新興国まで、その経済規模は多様です。

PRTR

本編33ページ下部の注釈を参照。

BOD(生物化学的酸素要求量)

最も一般的な水質指標のひとつです。水中の 有機物などの量を、その酸化分解のために微 生物が必要とする酸素の量で表したもので す。一般的には、値が大きいほど、汚濁した 水質であるといえます。

微小粒子状物質

PM2.5 のことを指します。大気中に浮遊している 2.5 μm以下のごく小さな粒子で、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた粒子状物質 (SPM:10 μm以下の粒子) よりも小さな粒子です。非常に小さな粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系に加え循環器系への影響も心配されています。

フードロス

本来食べられるのに捨てられた食品を指します。

放射性物質

放射線(高いエネルギーをもつ粒子と電磁波の総称)を出す物質のことです。核実験や原子力発電などによって人工的に生成されるだけでなく、身近な自然のなかにも様々な放射性物質が存在します。

保存樹林

市内の良好な自然環境や景観など、地域を象徴する緑を保護するため、一定の基準を満たした樹木や樹林を指定する制度による、指定保存樹林を指します。管理費の一部が市より助成されます。

ま行

マイクロプラスチック

環境中に存在する直径 5mm 以下の微小なプラスチック片のことです。海洋プラスチックが細かく破砕されたものや、洗顔料に含まれるスクラブ、合成繊維(フリースなど)の破片などから構成されます。

未固結堆積物

岩石のように硬く圧縮されていない、固まっていない状態の土砂のことです。

水の週間

平成26年に施行された「水循環基本法」よって定められた、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるための週間です。毎年8月1日~8月7日がその週間となっています。

緑の基金

伊奈町の設置する都市緑化基金のことを指します。緑地の保全と緑化の推進を目的とし、 市民や企業からの寄付などをもとに、財源の 積み立てを行っています。

緑のトラスト保全地

県の推進する自然環境保護活動「さいたま緑のトラスト運動」の対象となる樹林や景観地のことです。県内に 14 か所の保全地が存在し、ボランティアによる管理・運営が行われています。

緑のネットワーク

点在する樹林など比較的未開発な自然環境と、これを繋ぐ人為的緑化地帯(公園や街路樹など)によって形成されるつながりです。 生物の生息する環境の孤立化を防ぎ、動植物の多様性維持に寄与します。

や行

有害化学物質

人体や自然環境に対して悪影響を及ぼす化 学物質のことです。

遊休農地

一年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない農地、および周辺の農地と比較して利用の程度が著しく低い農地の総称です。

4 R

本編47ページ下部の注釈を参照。

ら行

リサイクル率

排出されたごみのうち資源として分別されていた程度、または一般ごみとして回収されたもののうち再資源化が可能であった程度を示す値です。クリーンセンター算出の資源化率と異なり、こちらは集団回収量(資源ごみとして回収された量)が加味されています。

リスクコミュニケーション

事業者が事業活動に関わる環境リスクについて地域の行政や住民と情報を共有し、コミュニケーションを行うことです。また環境リスクとは、様々な環境要因が人の健康や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことです。

6次産業化

農業や漁業などの第一次産業従事者が、生産物・収穫物の加工(二次産業)、製品の販売・提供(三次産業)までを一手に手掛ることです。生産物のブランド化や中抜きの削減による所得向上、経営の多角化による雇用創出等が期待されます。

資料編2 第2次伊奈町環境基本計画(改定版)策定の経緯

年 月 日	内 容 等
令和元年7月24日 ~8月2日	第2次伊奈町環境基本計画進捗状況の調査
9月19日	第1回伊奈町環境審議会 ・伊奈町環境審議会委員の委嘱 ・第2次伊奈町環境基本計画見直しについて諮問 ・第2次伊奈町環境基本計画の進捗状況について ・第3次伊奈町地球温暖化防止実行計画(事務事業編)の進捗状況について ・今後のスケジュールについて
10月17日	第2回伊奈町環境審議会 ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】(素案) について ・今後のスケジュールについて
令和2年1月6日	伊奈町環境問題等調整会議 ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】(素案) について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(素案) に ついて
1月17日	第3回伊奈町環境審議会 ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】(案)について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(素案)に ついて ・今後のスケジュールについて
1月27日 ~2月25日	伊奈町町民コメント制度の実施
3月9日 ~3月13日	第4回伊奈町環境審議会(中止*) ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】(最終案)について ・伊奈町町民コメント制度実施結果について ・第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】答申(案)について ・第4次伊奈町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(最終案) について ・今後のスケジュールについて
3月16日	第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】(案) について答申

[※]第4回伊奈町環境審議会は、町の新型コロナウイルスの感染予防対策基本方針により中止した。 最終計画案及び答申案等については、3月9日から3月13日まで持ち回り審議により、各委員 から妥当である旨の確認をいただいた。

伊奈町環境基本条例

平成 12 年 12 月 27 日 条例第 28 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 環境の保全及び創造 公害の防止など環境への悪化を防ぎ、併せて環境の質を高めることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康でかつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる 社会の実現を図るとともに、これを将来にわたって継承していくことを目的として行わなけれ ばならない。
- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が社会経済活動その他の活動をとおして、自主的かつ積極的にこれを推進しなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、国際的な認識の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び 創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ず る公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措 置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品 その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

- 第6条 町民は基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、環境への 負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう総合的かつ計画的に行われるように努めな ければならない。

(環境基本計画)

- 第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊奈町 環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものをいう。
- 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱
- (2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民の意見を聴いたうえ、伊奈町 環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 町長は、環境基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(定期報告)

第9条 町長は、環境の状況、町が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について定期報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼす恐れのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境 への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるとともに、環境基本計画との整合を図らなけれ ばならない。

(規則の措置)

第11条 町は、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要があるときは適切な規制の措置を講ずるものとする。

(支援措置)

第12条 町は、町民及び事業者が環境への負荷の低減のための施策の整備その他の環境の保全及 び創造に関する施策に資する措置をとることを助長するため、必要があるときは、適正な助言 その他の支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業の推進)

- 第13条 町は、下水道、廃棄物の処理その他の環境の保全に資する施設の整備を推進するため、 必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町は、自然環境の保全及び動植物の生息、育成の場の確保、適正な水環境の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進 するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第14条 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用の 促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

- 第15条 町は、関係機関と協力して、町民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びにこれらによる者の自発的な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 前項の場合において、町は特に児童、生徒の教育及び学習を積極的に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 町は、事業者、町民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境美化活動、緑化活動、再生資源活用活動その他環境の保全及び創造に 関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 町は、第15条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(町民の意見の反映)

第18条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民及び民間団体等の意見が反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の体制の整備)

第19条 町は、環境の状況を把握し、又は環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整等のための体制の整備)

第20条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に施 策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境の保全の推進)

第21条 町は、国際的な認識の下に、国、県その他関係機関と連携して、地球の温暖化防止、オ ゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(国、県等との協力)

第22条 町は、広域的な取り組みが必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

- 第23条 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、伊奈町環境審議会(以下 「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更に関する事項について調査審議する。
- 3 審議会は、<u>前項</u>に定めるもののほか、必要に応じ、環境の保全及び創造に関する事項に関し、 町長に意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第24条 審議会は、委員13人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 関係行政機関の職員 2人以内
- (3) 町民 3人以内
- (4) その他町長が必要と認める者 5人以内
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の運営)

第25条 前2条に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。 第4章 補則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

伊奈町環境審議会規則

平成 12 年 12 月 27 日 規則第 37 号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊奈町環境基本条例(平成12年条例第28号)第23条の規定に基づき、伊奈町環境審議議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第3条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (関係者の出席)
- 第4条 必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境対策課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年規則第 22 号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

伊奈町環境審議会 委員名簿

区分	氏 名	所 属 等
	細田 浩	國學院大學非常勤講師
識見を有する者	関山 洋子	薬剤師
小 哲禾吕	新木 壽三雄	公募委員
公募委員	加藤 浩之	伊奈町立小室小学校 校長
関係行政機関の職員	齋藤 忠俊	埼玉県中央環境管理事務所 所長
関係行政機関の職員	吉岡 絹江	伊奈町 暮らしの会 会長
	戸井田 武夫	伊奈町農業委員会 会長
その他町長が必要と認める者	町田 伸吉	伊奈町商工会 会長
	大塚 健二	伊奈町区長会 会長

| 伊奈町環境問題等調整会議設置要綱

(平成12月9月29日町長決裁)

(設置)

第1条 本町の環境の保全及び創造に関する施策及びその他の環境に係る諸事項を検討、協議するとともに、環境関連業務を円滑に推進するため、伊奈町環境問題等調整会議(以下「調整会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 調整会議は、次に掲げる事項を検討、協議及び調整する。
 - (1) 環境の保全及び創造に係る基本的事項に関すること。
 - (2) 環境の保全及び創造に係る計画等の策定に関すること。
 - (3) 環境に係る庁内の施策の整理、連絡調整に関すること。
 - (4) 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等に関すること。
 - (5) その他環境の保全及び創造に係る諸事項に関すること。

(構成)

- 第3条 調整会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。
- 2 議長は、副町長をもって充てる。
- 3 副議長は、くらし産業統括監をもって充てる。
- 4 構成員は、企画総務統括監、健康福祉統括監、都市建設統括監、議会事務局長、会計管理者、教育 次長、上下水道事業統括監、消防長、消防次長及び所属長をもって充てる。

(会議)

- 第4条 調整会議は、議長が招集し、主宰する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、特に必要と認めるときは、調整会議に関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。 (報告)
- 第5条 調整会議は、町長の要求があった時、又は必要があると認めるときは、第2条の事務処理状況 について、町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、環境対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附目

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月 日から施行する。

第2次伊奈町環境基本計画について(諮問)

環 発 第 1 4 2 号 令和元年 9 月 1 9 日

伊奈町環境審議会 会長 細田 浩 様

伊奈町長 大 島 清

第2次伊奈町環境基本計画見直しについて(諮問)

第2次伊奈町環境基本計画は、平成27年度を初年度とした令和6年度までの10年間の計画となっております。

このたび、計画期間の中間年度の見直しを行うにあたり、伊奈町環境基本条例(平成12年条例第28号)第23条第2項の規定に基づき環境基本計画の変更に関する事項について諮問いたします。

第2次伊奈町環境基本計画について(答申)

令和2年3月16日

伊奈町長 大島 清 様

伊奈町環境審議会 会長 細田 浩

第2次伊奈町基本計画【改訂版】について(答申)

令和元年9月19日付け環発第142号により本審議会に諮問された「第2次伊奈町環境基本計画見直しについて」を慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

平成27年度を初年度とした第2次伊奈町環境基本計画が策定され、5年が経過しました。この間にも、私たちを取り巻く環境は時々刻々と変化しており、身近な環境問題から地球温暖化や海洋プラスチック問題などの地球規模の環境問題まで、我々一人ひとりが、考え、行動していかなければならない状況となっています。

そのような中、伊奈町においては人口はまだ増加しており、令和2年度は町制施行50 周年を迎える要の年でもあります。今後、さらなる町の発展を期待しつつ、将来を見据えた環境問題に向けた取り組みが求められます。

第2次伊奈町環境基本計画【改訂版】では、「日本一住んでみたいまち~伊奈町~」を環境面から実現する計画として、この5年間の取り組みを評価し、現状と課題を整理した上で、2030年までの国際目標である SDGs のゴールと関連させるだけでなく、気候変動への対応策を加味した施策を展開しています。したがいまして本計画の内容は、すべての町民が健康で安全かつ快適な環境の恵みを享受できる社会の実現に向けたものであると考えられることから、妥当であると判断します。

なお、計画の推進にあたっては、第5章に掲載した PDCA サイクルに基づき運用するとともに、町民、事業者の参画を図った協働による取り組みがより一層推進されることを要望します。

以上

第2次伊奈町環境基本計画 【改訂版】

令和2年3月

発行:伊奈町

₹362-8517

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 9493 番地

電話番号 048-721-2111 (代)

編集:伊奈町環境対策課